

平成26年第4回那須烏山市議会9月定例会（第1日）

平成26年9月2日（火）

開会 午前10時01分

散会 午後 5時10分

◎出席議員（18名）

1番	相馬正典	2番	小堀道和
3番	滝口貴史	4番	矢板清枝
5番	望月千登勢	6番	田島信二
7番	川俣純子	8番	渋井由放
9番	久保居光一郎	10番	渡辺健寿
11番	高德正治	12番	佐藤昇市
13番	沼田邦彦	14番	樋山隆四郎
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	小森幸雄	18番	平塚英教

◎欠席議員 なし

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	羽石徳雄
総合政策課長	坂本正一
秘書政策室長	福田光宏
総務課長	清水敏夫
税務課長	小口久男
市民課長	大野治樹
福祉事務所長兼健康福祉課長	樋山洋平
こども課長	青木敏
農政課長	堀江豊水
商工観光課長	堀江功一
環境課長	雫友二

都市建設課長	高 田 喜一郎
上下水道課長	大 谷 頼 正
学校教育課長	網 野 榮
生涯学習課長	佐 藤 新 一
文化振興課長	両 方 裕
代表監査委員	岡 敏 夫

◎事務局職員出席者

事務局長	平 山 隆
書 記	薄 井 時 夫
書 記	大 鐘 智 夫

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（市長提出）
- 日程 第 5 報告第 3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（市長提出）
- 日程 第 6 報告第 4号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について（市長提出）
- 日程 第 7 報告第 5号 平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 6号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 7号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 1号 平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 2号 平成26年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 3号 平成26年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第13 議案第 4号 平成26年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 5号 平成26年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第15 議案第 8号 曲畑辺地に係る総合整備計画の策定について（市長提出）
- 日程 第16 議案第 9号 平成25年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（市長提出）

- 日程 第17 認定第 1号 平成25年度那須烏山市一般会計決算の認定について
(市長提出)
- 日程 第18 認定第 2号 平成25年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について (市長提出)
- 日程 第19 認定第 3号 平成25年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について (市長提出)
- 日程 第20 認定第 4号 平成25年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について (市長提出)
- 日程 第21 認定第 5号 平成25年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について (市長提出)
- 日程 第22 認定第 6号 平成25年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について (市長提出)
- 日程 第23 認定第 7号 平成25年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について (市長提出)
- 日程 第24 認定第 8号 平成25年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定について (市長提出)
- 日程 第25 認定第 9号 平成25年度那須烏山市水道事業決算の認定について
(市長提出)
- 日程 第26 付託第 1号 請願書等の付託について (議長提出)
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時01分開会]

○議長（佐藤昇市） おはようございます。9月定例会初日でございます。傍聴に足を運んでいただきました傍聴者の皆さん、大変御苦労さまでございます。本日は9月2日でございます。昨日は9月1日ということで防災の日でございます。広島の地方では大変な被害を受けまして、多くの方が亡くなりました。これらの方にお悔やみと、被災された方にお見舞いを申し上げます。

ただいま出席している議員は18名です。定足数に達しておりますので、平成26年第4回那須烏山市議会9月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長並びに代表監査委員の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る8月26日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき、会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願い申し上げます。

◎市長挨拶

○議長（佐藤昇市） ここで、市長の挨拶とあわせ、行政報告を求めます。
大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇 挨拶・行政報告]

○市長（大谷範雄） 平成26年第4回那須烏山市議会定例会の開会にあたりまして、御挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、御多用、御多忙の中を御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

9月に入りまして、朝夕は涼しい秋風が吹き始めました。随分過ごしやすくなってまいりました。ことしの夏は関東地方で猛暑日が極めて多く、熱中症の救急搬送者数が全国の3分の1を占める結果になったということでもあります。

先月8月22日の気象庁の発表によりますと、台風12号、11号、前線などによる局地的大雨、特に土砂災害が発生いたしまして、多数の犠牲者を出しました広島市の局地的記録豪雨など、7月30日からの大雨をまとめ、「平成26年8月豪雨」と命名されました。広島市の被災者に対しましては、心からお悔やみを申し上げますとともに、お見舞いを申し上げますと思います。気象に名前をつけるのは「平成24年7月九州北部豪雨」以来2年ぶりとのことです。

栃木県でも、8月10日、台風11号の接近によりまして、竜巻注意報が出されましたが、

鹿沼市、栃木市、壬生町のほぼ南北7.5キロメートル以上の広い範囲で竜巻が発生いたしまして、460棟を超える多くの被害が発生しております。亡くなられました方、被害に遭われました方に、改めてお悔やみを申し上げ、お見舞いを申し上げますとともに、本市行政を預かる者として、改めて安全安心なまちづくりの必要性和、さらに市民の安全確保を第一とした防災・減災対策、そして緊急時の危機管理体制、危険箇所の把握、避難勧告指示などの市長としてのトップ判断の重要性を強く感じております。

そのようなことから、先月、8月25日に国土交通省常陸河川国道事務所、栃木県土木事務所、烏山警察署、消防本部、市消防団などの関係者と、緊急災害対策会議を開催いたしました。災害時の速やかな対応といたしまして、市の避難所の設置、避難勧告などの判断、伝達方法、危険箇所の点検、連絡体制について確認をいたしたところであります。また、広島土砂災害義援金協力の呼びかけをいたしまして、市内の民間企業も含めました公共施設など28カ所に募金箱を設置したところでもあります。

さて、国内の景気の動向を見てみますと、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減によりまして総じて低迷をしているものの、その影響は和らぐ方向にあるようではありますが、企業部門、家計部門でも夏から秋にかけて回復が見込まれる状況にあるとされております。

外需の動向は、輸出の回復におくれが見られるものの、海外景気の拡大と緩やかな円安傾向を受けまして、輸出は持ち直しへ向かう見込みであるとされております。

内需の動向は、消費税増税に伴う物価上昇に伴う実質所得の減少を通じた購買力の低下がマイナスに作用しているようであります。

県内の景気の動向を見てみますと、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が見られるものの、個人消費、生産活動、雇用情勢、住宅建設は、緩やかではありますが持ち直しつつ、設備投資、住宅建設、企業収益は、増益見通しとなっているようであります。

いよいよ実りの秋を迎えまして、黄金色の田園風景が美しい時期となりました。2014年産米の収穫予想は、農林水産省の発表では栃木県といたしましては平年並みとのこととございます。全国の価格動向の指標となります東京都中央卸売市場では、台風と長雨の影響によりまして、夏野菜の価格が主力産地の出荷量の減により品薄状態になっていることが原因で高騰しているとのこととあります。

さて、本市の夏の風物詩ともなっております恒例の山あげ祭、いかんべ祭が、7月、8月と続けて開催をされました。県内外から多くの観光客が本市を訪れました。ことしは国内初の蓄電池駆動電車アキュムの開通に伴いましてJRの利用者も増えたこともございますが、山あげ祭は約8万人、いかんべ祭は約2万5,000人と、昨年よりそれぞれ約5,000人増の観光客を市内に迎え入れることができました。山あげの大山をイメージした外観にリニューアルを

されましたJR烏山駅には、山あげ期間中、1日当たり6人の駅員を増員いたしまして対応したと、このように聞き及んでおります。いずれの祭りも市を代表する観光資源、文化資源でありますことから、今後も長く伝えてまいりたいと考えております。

9月に入りまして、残暑の厳しい日が続きます。朝晩の寒暖の差も大きくなりました。体調を崩しやすい時期であります。議員各位におかれましては、各地域の敬老会、運動会、文化祭など多くの行事に御臨席を賜る機会も大変多いかと存じます。健康には十分に留意をされまして、御活躍、御尽力をいただきますことをお祈り申し上げます。

今次定例会におきまして、執行部より提案を申し上げます案件は、報告案件5件、補正予算案件5件、条例案件2件、議決案件2件、そして、各会計の決算に係る認定案件9件、合わせて23件を上程させていただきます。何とぞよろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤昇市） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において

5番 望月千登勢議員

6番 田島信二議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（佐藤昇市） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から9月17日までの16日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から16日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、御協力願います。

日程第3 報告第1号から日程第5 報告第3号までは、いずれも専決処分の報告についてに関することですので、一括して上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

◎日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

◎日程第5 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（佐藤昇市） よって、報告第1号から報告第3号までの3議案について一括して議題といたします。

なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました報告第1号から第3号までの提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告についてであります。本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分いたしましたので報告をするものであります。

内容は、平成26年4月10日午後1時30分ごろ、那須烏山市大金160-1、相手方住宅におきまして、市職員が運転する公用車が後方確認を怠りバックをしたところ、相手方所有のブロック塀に衝突し、損害が発生したものであります。

なお、損害賠償額は相手方ブロック塀の修理費用であり、損害額2万1,600円の全額を市が相手方に支払うことで和解が成立をしたものであります。

報告第2号は専決処分の報告についてであります。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定をされている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分いたしましたので、報告をいたします。

専決処分の内容は、平成26年6月25日午後4時30分ごろ、市が管理をいたします那須烏山市南1丁目10-7付近の市道南1丁目高峰金井町西裏線において、道路端が陥没をし、相手方車両が当該箇所を通過した際、脱輪をし、左後輪サイドウォールに損害を与えたもので

あります。

なお、損害賠償額は、相手方車両の修理費用であり、損害額2万5,650円の全額を市が支払うことで和解が成立をいたしましたので、御報告を申し上げます。

次に、報告第3号 専決処分の報告についてであります。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定をされている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分いたしましたので、報告いたします。

専決処分の内容は、平成26年7月8日午後9時30分ごろ、市が管理をする那須烏山市旭1丁目1258-1付近の市道宮原野上舟戸線において、道路上に発生した陥没穴に、相手方車両が通過する際、脱輪をし、衝撃でフロントバンパー左部分に損害を与えたものであります。

なお、損害賠償額は、相手方車両の修理費用であり、損害額5万2,105円のうち、市の過失割合90%相当額として4万6,894円を市が支払うことで和解が成立をいたしましたので、御報告申し上げます。

以上、一括上程となりました報告第1号から報告第3号について、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） まず、報告第1号でございますけれども、市職員が運転する公用車が後方確認を怠りバックして、相手方所有のブロック塀に衝突して損害を与えたということでございますが、車両同士の事故におきましても同じでございますが、たびたびこのような損害賠償の専決処分が出されるわけなんです。いわゆる職員の交通安全運転の励行とか、襟を正すような指導が果たされているのかということ、毎回問題になるわけですが、嚴重にやっていますということなんでしょうけれども、こういう問題がたびたび発生するわけでございまして、本当にやっているのかなというような声も聞こえるような状態でございます。その点、どんなふうに職員の職務中の意識の向上というんですかね、そういうものを励行するようにやられているのか。もう一度御説明いただきたいなと思います。

報告第2号と第3号でございますが、いずれも道路の陥没及び道路陥没穴を通過する際の脱輪ということございまして、これにつきましては、専決処分第9号については100%市の過失を認め、修理費を損害賠償するということでございますが、専決処分第10号につきましては、過失割合を市のほうが90%と、相手方が10%というふうにしてございまして、この損害割合のパーセントが違うわけですね。これはいかなる理由によって、このような差が生じたのか。詳細にその内容について御説明をいただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） ただいまの2点についてお答えをさせていただきます。

私ども総務課につきましては、交通安全、安全運転業務に関する指導を一手に行っているわけでございます。毎回、毎回このようなことで議会に報告事案を提出するような事態になっていること、私の指導力が足りないのかなという反省はしているところでございます。

さて、具体的にどのようなことを行っているかということですが、私どものほうで本年、前にも説明をさせていただきましたが、烏山自動車学校教習所へ半日、昨年事故を起こした職員については本人半分自己負担で、安全運転の再教育、要するに自分の運転がどのような傾向があるのかというのを教習官に判断をしていただいて、今後の安全運転に役立てていただく。そのようなことで、本年実施をして7名受講しております。その成果があったかどうか、今年度におきましては、物損で1件、また、自損で1件、事故がありますが、大きい事故には至っていないという状況でございます。

それと、もう1点、具体的にやはり今回の9月補正予算で提案をさせていただくんですが、公用車にドライブレコーダーを設置いたします。今回は10台分ではあるんですが、実はこのドライブレコーダーというのは、例えば事故があっても目撃者がいないとか、そういうときに非常に事故とかそういうものの証拠になるということと、また、そのようなものがあるということで、やはり運転を見られているということで、慎重に行っていただけるような抑止効果、そのようなものも認められます。

そのようなことで、今後、これらについて昨年も何台か市営バスとか、そちらのほうにちょっとモニター的に設置をさせていただきました。今後はこれらについても、1台当たり設置費用も1万2,000円ぐらいでできるということですので、全て公用車のほうにも設置をさせていただきたい。そのようなふうに考えております。

日ごろからの交通安全教育につきましては、やはり私どもも安全運転管理者という立場上、今月に1日、研修を受けてきたわけなんです、やはりふだんからその取り組みを朝の挨拶、朝礼段階でも厳しく言っていかなければいけないということで、これらについて交通安全運動の期間も近づいておりますので、再度周知を図っていきたいと思っております。

続きまして、第2号、第3号の過失割合についてでございますが、この判断については保険会社のほうの判断ということによるものでございますが、私どものほうで聞いている範囲では、最初の第2号につきましては、こちら、聖園ヨゼフ老人ホームのほうに上っていく道で非常に幅員が狭いというところで、そこで避けようがない。避けるのが難しい。そういう状況もあつての10-ゼロというような状況になっております。

なお、報告第3号の箇所については、農免道路で整備された中央車線のある道路でございますので、これについては1割ほど運転手の過失がついてしまった。そのような状況での過失割合の違いだと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） まず、報告第1号でございますが、前にそういう事故を起こしたような職員については、自動車教習所において、2分の1本人負担で交通安全の研修を受けたということで、また、ドライブレコーダーの設置というようなことを今後進めるということでございます。

いずれにしても、事故を起こした職員だけでなく、職員全体が安全運転の励行ということをして市民の模範として進めていただきたいなと思います。特に今回の場合は、市職員が運転する公用車が後方確認を怠ってということが明記されているんですよね。なお、ブロック塀が裏にあるかないかは、たいがい運転するものだとなれば、その辺は当然車どめがあつてとまるというふうに本人が思ったかどうか。その辺もちょっとわかりませんが、いずれにしても、ドライブレコーダーの設置も必要かもしれませんが、やはり職員一人一人の自覚と責任の問題だと思うんです。そういう意味で、さらにこのような過失を起こさないように、それぞれの課で徹底をしていただきたいなと思います。

次に、報告第2号と第3号の違いでございますが、今の説明で、片方はやむを得なかったと。しかし、片方はセンターラインがあつて幅員が十分あるので、1割本人の責任だというんだけど、その道路そのものが市の管理する道路なんですよ。だから、どう考えても、狭い広いの問題じゃなくて、片方が100%損害賠償するのであれば、陥没の補修を怠ったということが理由であれば、それは市の責任になるのかなと。こんなふうに私は考えるものであります。

ちなみに、この間も、ある市民の方から市道の横に民地があつて、そこに木が生えていて、枯れて倒木したと。倒れたと。しかし、ほかの木についても倒木しそうだとということで連絡をとって、市のほうで処理をしてもらったんですけども、もし、そのような民地にあるものの枯れた倒木が倒れて、市道を走行中の車に損害を与えてしまったというような場合は、行政としては、その民地の持ち主が100%責任を負うという考え方なのか。その市道の安全点検を怠っている行政のほうにも責任があると。こんなふうに考えるのか。

その辺の考え方についてちょっと説明いただきたいなというふうに思うんですが、この陥没問題については、やはり陥没を放置していた行政の責任は重大だと思うんですけども、そういう意味で、報告第2号、第3号は同じ100%でもよかったのではないかなと考えるんですけども、それ以外の場合ですね、その辺の考え方について説明をいただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） 御指摘ありました市道への倒木についてなんですが、土木事務所などからも、道路にせり出している木について切るようにというような指導がありまして、こちらでもチラシなどを配っているような状況です。基本的にはその所有者がそのような倒木についても処理するわけですが、一般公道ですので、そこを不特定多数の方が多く通るといようなことで、道路を管理している市のほうにも責任はあると思います。その割合については、ちょっと私は何割とかそういうのはわかりませんが、その木の所有者もその道路を管理している市も、両方とも責任はあるのではないかなと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 職員への交通安全教育でございますが、これまでも年に1回程度は職員を集めて警察等協力をいただいて交通安全教室も実施をしております。これらについて、やはり頻度を上げるなり、また、個別に課長等が各課で対応できるような冊子の配布も進めていきたいと思っております。そのようなことで安全教育は進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） いずれにしても総務課長1人で全部やるということじゃなくて、それぞれの課においても、そういう事故ゼロということを徹底して指導、管理をしてほしいということを申し上げたつもりです。

次に、さっきの問題について、片方の陥没は100%賠償で、片方は90%というのはちょっとなかなか理解しにくいんですが、いずれにしても、本人も10%の責任を認めて和解になったようなことなので、裁判しないということを確認して提出しているのでやむを得ないのかなと思うんだけど、いずれにしても、市道の問題で何か事故を起こした場合には市の責任ということだと思っておりますよね。

ただ、市道に隣接をする民有地に、もし倒木のおそれがあるような問題については、それぞれ責任が行政のほうにも、その持ち主のほうにも責任があるということでございますが、その割合については明確に出せないということでございます。

ただ、これからいよいよ台風シーズンになるわけで、枯れていなくても倒木するおそれもあるわけですから、そういう意味でそれぞれ路線の安全パトロールを行って、そういうような倒木のおそれのない点検をしていただきたいなど、もし、問題があるような箇所があれば、持ち主のほうにも言って処理をすとか、事故が起きないような対策をとっていただきたいということを訴えまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありますか。

16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 同僚議員から質疑があったんですが、報告第2号、第3号について、道路の陥没の原因についてお聞きしたい。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） 報告第2号の陥没なんですけど、これは前日にかなり強い雨が降りまして、水路の一部というか、横断暗渠の一部が陥没しました。かなり深く50センチぐらい陥没しました。そこへ、わからずに車輪を落としてしまったというような状況です。

報告第3号につきましては、センターラインがある広い道路なわけですが、アスファルトの表層が約5センチから10センチ穴があいていまして、その穴に車を落としてしまったというようなことです。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） まあ、アスファルトということは当然予想はできたんですが、施工不良とか、資材が悪かったのか。そういう点はどんなふう考えていますか。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） 報告第2号のヨゼフ老人ホームのほうは、以前にも雨のときに陥没した箇所でありまして、直したわけなんですけど、再び陥没してしまったということで、現在、大規模に修理をしているところです。

報告第3号のほうは、農道に取り付け道路があるところで、舗装がかなり傷んでいたというような状況でした。それはすぐに修理しなかったこちらが悪かったわけですが、車の車体もこちらは低かったというような状況で90%になったというようなことも聞いております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 報告第2号については修理した箇所が再度穴があいたということなので、これは簡単にただ資材を埋め戻した簡易舗装ですね、簡単な。紙袋に入っている多分20キロぐらいの、25キロですかね。あれをただ敷いたというだけなんです。ですから、やはりそういうところはしっかりと広範囲にわたって地盤もチェックしながら修理をしていただきたい。そういうことですね。

報告第3号については、取り付け道路があるということは、やはり相当荷重がかかるという箇所になると考えますが、こういうところはやはりしっかりとしたチェックも必要だなと。そのような感じで、これからの業務に当たっていただきたいと要望します。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 答弁はよろしいですか。そのほか。

7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） 報告の2番、3番において、両方とも道路の陥没ですよね。それを把握していたのか、今まで。それとも事故があるまでどこからの報告もなかったのか。もしかしたら、そういう報告をしてもらえるシステムをつくったらどうか。例えば郵便配達の方とか、自治会、あとは通学者とか通勤者に報告をしてもらえるよう、要するに窓口を開いて、なるべく事故が起こらない前に道路の壊れていくところを早く早急に見つけて、事故が未然に防げるようにすることが、まずは先決ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） この第2号も第3号につきましても、事前にはわかりませんでした。第2号のほうは、前日から翌朝にかけて降った雨で陥没したものですから、陥没してすぐだということですね。

第3号につきましては、どこからも連絡なかったものですからわかりませんでした。都市建設課で現在草刈りとか、このような舗装のパッチングですね、6名ほどで作業員が行っているわけですが、順次やっているわけですが、中にはそういうところが出てしまったということで大変申しわけありませんでした。

これから、先ほど議員がおっしゃられましたように、パトロールの強化を図って、そのほか郵便配達員さんなどの御協力を得られるかどうかも含めまして検討したいと思います。

○議長（佐藤昇市） 7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） 不思議と陥没する場所って毎回同じだと思うんですよ。私自身も2回ぐらい同じような場所に陥没が起きましたと言われて頼んだことがあるので、ですから、同じような場所ということはきっとそこ、先ほど言われたようにちょっと強化をして、そこの穴だけを埋めるだけにしてしまうから、また、崩れてしまうという可能性があるんで、もうちょっと大きな範囲を広げてちゃんと修繕するとか、でなければ、本当に道路一面考えるとかしていかないと、同じ場所で毎回2万円、4万円かかってくるんだったら、少し。

あと心理的にも道路が整備されていないというのは、貧しい市町村というふうにもどこからも考えられると思うので、ぜひともその整備のほうを力を入れていただきたいなと思います。答弁は結構です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 今まで出ている質問と同じような質問で大変恐縮なんですけど、また、繰り返しの質問で恐縮でありますけれども、道路のこの報告第2号と第3号は陥没ですよ

ね。これは今、川俣議員が言われたように、郵便屋さんからの報告とか、自治会の地域の皆さんからの報告とか、そういうものを受けてやるということも当然大事になってくるのかなというふうに思います。

また、それ以外にも、いろいろ所管課のほうには要望が、中には議員からもいつている部分もあるでしょうし、地域の住民の方からいつている部分もあるかと思ひます。しかし、市道に関する距離は相当長いものがありまして、なかなか全てにわたって管理するというのは現実的には難しいのかなというふうに思ひますけれども、繰り返しになりますけれども、そういう陥没したところを補修するのに、簡易舗装でぺたっとやるんじゃなくて、やはりしっかりした補修をやっけていただきたい。それから、取り付け道路のところなんかは、本当にきちんと確認をして、同じようなところが二度も三度も陥没しないような、そういう対策はとっけていただきたいなというふうに思ひます。

それから、もう1点は、市道に係る民家の樹木、これがかなり市道の反対側までかかっているような危険箇所がたくさんあると思うんです。これから台風シーズンを迎えますけれども、そのときに下を走っている車両にその樹木が倒れたり、子供たちやまたお年寄りが、これは誰でも同じですけども、市民が通っているときにそれが倒れて、場合によっては死に至るような箇所もたくさん私は見受けておりますので、そういうところで事故があった場合は、先ほどの課長の話だと、市にも責任があるということでございますけれども、これはやはりその敷地の中に持っている地主、これにも責任があるわけでございますので、その辺のところはよく地権者と話をして確固たる指導をしていただきたいなと。

お宅の木が倒れて通っている人が死亡したり、けがをしたときには、お宅に責任が生じるんですよ。また、市にも責任が生じるんですよと。だから、早目に対処してくださいというように指導もさらに強くしていく必要があるんじゃないかなというふうに思ひます。

そのほかにも、市道の部分からはみ出ている部分を占拠している事例とか、いろいろな危険な箇所がたくさんあるかと思うんですが、行政はやはり市民の安全を優先にして、確固たる強い指導もときには必要んじゃないかなというふうに私は考へているんですが、その件について課長はどうお考へですか。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） 倒木などについて、その所有者にも責任があるということですので、市のほうでも今後、強力に指導していきたいと思ひます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 弱腰じゃだめですよ、弱腰では。お宅の木が倒れたら人が死ぬ場

合もあるよ。車が損壊する場合もあるよ。そのときにはお宅どう責任とってくれるんですか。そのくらいの強い気持ちで指導していただかなくちゃならない箇所もあるかと思うんですけども、場合によっては市長命令なんだから、これはもう何とかしてくださいというぐらい言ってもいいところがあるんじゃないかなと思うんですが、市長、これ、どうでしょうか。所管課長に、本当に危ないようなところについては市長命令で、あそこはもうぜひ強行にお願いして処分してもらえというような指示を出すおつもりはございますか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今の御指摘ですが、その御提言については、そのお気持ちは十分わかります。しかし、それを市長名で強制的なことについてはいろいろと問題が発生するというふうに想定されますので、そのことについては先ほど課長も言いましたように、粘り強い強力な指導を繰り返しやっていくというようなことであろうと思っています。

市内には、市道だけでなく国県道、これも走っています。むしろ主要道は国県道が大変多いんです。やっぱりそういったところに支障木等が大変あります。このことは管理します土木事務所とも連携をとりながら、そういった要望も展開をいたしておりますので、こういう国、県、市道を含めてそういった強力な指導は進めていきたいと思っております。

それと先ほど来、いろいろと道路陥没等に対する道路管理について御質問がありましたけれども、今回の補正予算でも、道路保全費で5,000万円、これから御審議をいただきますけれども、5,000万円を道路保全費で計上させていただいております。これはいずれも、老朽化した市道部分の保全費であります。1工区は2,000万円を超える大規模な改修も考えております。

これらの要望は市民の皆さんから直接いただいた要望であります。先ほど1カ所のその辺の部分的な改修では、またやはり再発する可能性がありますから、抜本的に地盤から変えていくような保全工事を今回考えております。そのようなところから、この市道部分については、今後、そのような事故が起きないように再発防止のためにパトロールも強化しながら、あるいは国県道の管理をします土木事務所との連携も深めながら、また、先ほどのこさ問題、倒木の問題等のことも含めて、安全対策には万全を期していきたい。このように考えています。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） わかりました。その道路に倒壊するおそれのある樹木、これは一番近いところでは、荒川小学校の校門の前の反対側の樹木です。これは今、東電さんと地権者の了解を得て、近いうちには伐採の予定になるのかなと思うんですが、荒川小学校の前の反対側の樹木は、もう荒川小学校の敷地内にあればおそらく倒れます。もし、台風や何かが来た場合にはね。そうすると、子供たちの頭に落ちてくる、また、先生方の車、また、その前を通る

あれは荒川小学校に入っていくとか、大金の団地のほうに入っていく、かなり通行量があるところですから、ああいうところは本当に危ないので、できるだけそういう危険箇所は断固たる措置で一つ一つ、大変な仕事であろうかと思いますが、解決をしていただきたいと要望いたしたいと思います。これは答弁は結構でございます。

○議長（佐藤昇市） ほかに質問はありませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） これは、市長、副市長に申し上げたいんですが、こういった専決処分で損害賠償のこういった報告が頻繁に議会に出される、そのことで今回も1時間近く審議時間を浪費するというので、全く私もこれ、残念に思っております。

それで、今回の公用車の損害賠償ですね、これ、バックでブロック塀にぶつけたということは、相当公用車も破損したのではないかと思います。この状況報告を聞きますと、そのときの運転手の精神状況はどうだったのか。まさか危険ドラッグでも吸っていたのではないかと。それとも糖尿病で意識がもうろうとしているのではないかと、そのようなことも考えられますが、その辺のところは大丈夫だったのでしょうか。

さらに、これまでに合併してからも、停車している車に公用車が追突をして、民間の方の車を大破させる、そして人身事故も起こして多額の医療費を支払ったりしている事件もありましたね。あれは3年か4年ぐらい前だったのでしょうか。つい最近では、この5月の臨時会にも出されましたが、これは野上地内で、公用車が左右を確認しないまま交差点に進入して接触してしまったと。そのような事故があります。

どうもやはり、この安全運転管理をまだまだ意識していない。これは一部の職員かもしれませんが、ほかの職員はこれをよそごとのようにしか考えていないんじゃないかと思っておりますので、このことについてはさらに指導の徹底をお願いしたいと思います。

それと、この第2号、第3号ですが、これは私も川俣議員が先ほど提案したように、郵便局の集配員とか、自治会、また、職員も臨時職員を含めれば300人ほどが、市の至るところから通っていて、陥没事故、こういうところを目にしているんじゃないかと思えますね。ですから、それもよそごとだというような感じで、俺は担当職員でないからというようなことで軽視しているのではないかと思います。その辺のところも、これは副市長あたりから徹底すべきではないかと思っております。

以上、私の提案を含めましてお願い申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 交通安全、それから公共施設等の管理関係について、ただいま中山議員から御指摘ございましたが、例えば陥没あるいは道路の異常等の発見等については、課長

会あるいは参事課長会等においても、職員が自分の通勤経路等において異常が発見された場合はぜひ通報いただきたい。そういうお願いあるいは指導はしているのが実態でありますけれども、なかなか見落とす場合もあるのかなというふうに思っております。

また、職員はその部署におきまして、市内くまなく業務で公用車を運転をして業務を行っている職員もかなりおりますので、自分の通勤経路ばかりでなくて、そういう職務上で異常があった場合は通報等いただくような、そういうシステムをさらに構築をして、安心、安全のために邁進をしていっていただければというふうに思っておりますし、職員にもそういう形でお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） この損害賠償事件で未解決の事件が現在あるのでしょうか。あるのかなのか。別にその内容は問いません。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 今、示談中のものが1件ございます。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、報告第1号から報告第3号については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第6 報告第4号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について

○議長（佐藤昇市） 次に、日程第6 報告第4号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました報告第4号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第243条3第2項の規定に基づき、農業公社の平成25年度経営状況説明書が提出されましたので、報告するものでございます。

那須烏山市農業公社は一般財団法人といたしまして、地域や地元自治体の要請を踏まえ、農

業の振興と農業者の経済的社会的地位向上に寄与することを目的として、農地利用集積円滑化事業を初め、農作業受委託事業、病虫害防除航空散布事業などを主な事業として取り組んでおります。

特に、急速な地域農業基盤の脆弱化、農業労働力の高齢化や過疎化の進行という現状におきまして、農業公社はそれらを解消するための主たる労働力として、また、地域活性化を担う組織として、農家の受け皿として大きな役割を果たしております。

現在の財政状況は極めて厳しい状況でございますけれども、平成23年度から本格的に取り組んでおります飼料用稲供給事業は順調でございます。転作田の有効活用及び自給率向上策として安定的経営を目指すべく、今、奮闘しているところであります。

詳細につきましては、農政課長から説明を申し上げます。何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） それでは、命によりまして補足説明をさせていただきます。

なお、細部にわたりまして、先日の全員協議会の御説明と重複する部分があるかと思いますが、御了承いただきたいと思っております。

平成25年度の実績及び収支決算に関しまして、実績の内容ですが、農作物受託推進事業につきましては、水稻関係の受託事業が主なものとなっております。田植え関連作業については、申し込み戸数18戸、実施面積9.0ヘクタール。刈り取り作業については、40戸で23.6ヘクタールという作業の実績がございます。

また、那須烏山市農作物病虫害防除協議会より受託しました無人ヘリによる航空散布についてですが、水稻の散布につきましては、南那須地区で794.2ヘクタール、烏山地区で702.1ヘクタール、プラスしまして、大豆、麦が24.5ヘクタールということになってございまして、トータルで1,520.8ヘクタールの航空散布を実施してございます。

平成23年度より行っております、今、市長からも答弁がありましたが、資料用稲WCS供給事業につきましては、面積で32.8ヘクタールの実績でございます。1ロール300キロのものが2,750個、畜産農家等に販売してございます。なお、作付け農家への個別所得補償交付金としまして、2,600万円が国から支出されております。なお、事業の実績詳細につきましては、事業報告書のとおりでございます。

次に、収支につきましては、法人会計基準の改正によりまして、書類は貸借対照表並びに正味財産増減計算書及び財産目録となっております。報告書の中にございます。お目通しをお願いしたいと思います。

公社の財政状況を総体的に申し上げますと、経常収支合計5,452万1,629円、経常費用合計額5,356万5,433円、当期経常増減額95万6,196円となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件も報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま上程されている件について御質問いたします。

農業公社の事業報告書及び財務諸表等の中身についてでありますけれども、これは全員協議会で大体お聞きしたので私も理解しているつもりです。ただ、1点、これは前にも私、質問をしたことがあるんですが、この事業報告書及び財務諸表等の3ページの9番那須烏山市からの受託事業公益的事業、市民ふれあい農園事業についてなんですが、平成25年度入園者は6人、16区画を貸し出したとありますけれども、これは平成25年度に入園者が6人で、16区画を貸し出して40区画あるわけですが、トータルで何区画貸し出してあるのか。それについてまず1点伺いたいと思います。市内、市外の貸出人の人数がわかればそれも一緒に。

○議長（佐藤昇市） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） お答えいたします。ここに明記されていますように、6人の方で16区画、昨年は15区画でございました。PRの方法等についてはいろいろございますが、市内外の貸し出し状況ですが、宇都宮の方が2名、芳賀町の方が1名、さくら市の方が1名となっております。

40区画あるわけですが、余談になってしまいますが、存続についての問題等もございまして、これからも慎重に検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 平成25年度入園者は6人と書いてありますけれども、これは平成24年度から継続して借りている人も含めて6人ということなんですね。16区画ですね。そうすると、40区画のうちの16区画ですから、大体40%ぐらいの区画は貸し出してあるということだと思います。

この市民ふれあい農園はもう合併する以前、旧南那須町時代から十数年にわたっておそらくこの市民農園をやっていると思うんですが、この貸し出し率はあまり増えてないですね。この辺の数字は今わかりませんか。ずっと過去からの貸し出し率というか、もしわかったら答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 大変申しわけございません。平成24年度、平成25年度の数値しかございません。平成24年度も同じです。平成24年度も件数的には同じ。区画数が1つ増えていますが、過去においては20区画とかってありましたが、今、詳細な数字は手持ちにございません。申しわけありません。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） この報告書を見る限り、これからの農業公社でやる仕事というのはだんだん増えてくるんじゃないかなと、また、多角的にいろいろな業務が増えてくるというふうに私は予想しております。その中であって、市民ふれあい農園、なぜ、私、そんなことを申すかという、これはもうずっと始まった当時から、5割以上をあまり超えていないんですね。ですから、1区画30平米、40区画を20平米ぐらいに減らすことも考えたらいんじゃないのかな。これ、指定管理も市のほうから40万円出しているわけですよ。

かえて持っていることによって、これをまた管理することによって農業公社の職員たちの仕事の負荷も多くなってくるんじゃないのかなというふうに思いますので、この辺の削減、もしくは廃止なども今後検討されたいかがかというふうに思うんですが、これは農政課長、それから市長にちょっとその辺の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 私からお答えをいたします。

この40区画、1区画30平米ですから大体10坪ですね。農地等についてはこの程度が適当かなというようなことで、このような面積で今までやっているわけですが、その中で、これを埋めるべくいろいろPR活動も今まで高根沢の団地であるとか、ああいう1つの団地をもとにPR活動をやってきたのは事実なんですね。しかし、なかなか利用者が増えていないというようなのが今に続いているということでございます。

したがって、これからの那須烏山市の農業を考えると、やはりこういった後継者不足あるいはこのような農業の低迷ということになると、やはり那須烏山市に入ってきていただいて、農業の技術を磨いていただいて、やはり新規就農者あるいはUターン組も含めてそのようなことを取り組んでいかないと、農業は衰退しますので、農園を貸し出すこともやっぱりひとつのそういった農業後継者の一施策だろうと、このように私は考えています。

したがって、このことを廃止するというよりは、利用者をさらに深めてみたいと、このように考えておりますので、どうかこのことについては、議員各位も御理解いただいて、ひとつ御協力いただきたいと思いますと思っております。

この面積等については検討してまいります、40区画ある農地を何とか利用してもらいたい。そういったことに努力を向けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

14番樋山隆四郎議員。

○14番（樋山隆四郎） 農業公社の問題であります。これ、農業公社というのは今、ほとんどが委託なんですね。農家に委託しているわけです。しかし、これから5年、10年先になると、どういうことになるかという、今、高齢者70歳代の人が農家の主流なんです。この人がリタイアしたときに農業公社が受けることができるのか。こういう問題を考えないと、農業公社がほとんど委託している人がこれも減るかもしれない。そうしたら、誰がこれ、耕作するんだと。こういうことになると、耕作放棄地が増えてくるのは当たり前なんです。

ですから、この問題に関しては、農業公社は5年、10年、15年先を見通して、どういうふうにしたら耕作放棄地がなくなるのか。どのぐらいの面積が委託されるのか。あるいは農業公社独自でこの問題を解決するのか。こういう大きな方針を考えておかないと、これはもうその場になったら間に合わない。

私もこれ、人口問題で一般質問いたしますが、とにかく人口が減ってからどうするかなんていうことを考えたのでは、とてもじゃないけれど追いつかない。だから、こういう問題に関してはもうちょっと先のことも考えながら、足元だけじゃなくて、そういう施策も考えなければだめだと私は考えるんですが、どういうふうを考えているのか。その辺に関して質問をいたします。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今の樋山隆四郎議員の今後の5年、10年先の本市の農業ということについて御質問いただきました。考え方は私も十分理解できます。まさに同感であります。

そのようなところから、農業公社といたしましてのこれからの考え方でございますが、やはり農業公社の役割は大変重要な位置づけにあると思っております。本市のいわゆる甲種農家の状況を見ますと、中山間地域の棚田からあるいは土地改良も含めて、この土地改良区が進んだ田んぼにあっても、那須烏山市の田区はせいぜい1反歩から3反歩がいいところであります。

したがって、いわゆる大規模な大きな機械がどこでも入れるということではございませんから、そういった意味では手作業も必要だ。あるいは本当にそういった中山間の田んぼが大変多いということをまず御認識をいただきたいと思っております。

そこで、やはりこの農業を継続をしていくということでございますから、そういった意味ではこの農業公社がこういった農業後継の事務局を務めながら、やはり農業集団あるいは担い手も含めたそういったところをシルバーあるいは会社をUターンされた方、あるいは定年で60歳を迎えられた方、そういった1つの農業集団、担い手を育成をして、各地の農業耕作に

尽力をしてもらう。こういった事務局であるべきだなと思っています。

したがって、農業後継者の育成をこれから農業公社が核となってやっていく。そういったシステムを、この農政課、そして農業公社が中心になりまして、今、議論検討しているところでございますので、どうかこのことについて御理解をいただいて、また、議員各位にも御指導いただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○14番（樋山隆四郎） 了解。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） この問題ですね、今、樋山議員のほうから話をされたんですけど、今、市長のほうからいろいろ手を打つというやつをみんな協力しなきゃいけないんですけども、やっぱりその条件となるのが5年後、10年後、お宅はどういうふうな農家になっていますかというアンケートってやっぱり必要なんじゃないかなと思うんですね。うちもそうなんですけど、人に頼んでいるんですけども、もうあと5年でおしまいだよと言われているし、そうすると受け皿があるのかということと農業公社しかないんじゃないかというのがあって、そのときに、今は自分のうちで食べる分だけはいただいているんですけども、貸している代償としてですね。それはゼロでもいいのかということですね。

逆に言うと幾らまで払ってもいいのかとか、これによって随分その、どこまで手を使うというのが見えてくるんじゃないかなということを考えて、この前、全員協議会のときに質問したんですけども、そんなアイデアでぜひ検討したらどうかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 小堀議員御指摘のとおりだと思います。これからの農業公社の運営につきましては、この間の御指摘もありましたように、どのくらいの受託面積になっていくんだとか、今現在は農作業の受託は本当に2%弱程度。それがどのくらいまで伸びていくかという話になりますと、これは受託事業ですので、御指摘のように高齢化すれば委託したい人が多分増えてくるだろうと思います。

しかしながら、先ほど御質問がありましたように、農業公社の作業実態の将来に向けての能力といいますか、規模ですね。そういうもの、人数も含めて作業員の人数も含めてとか、そういうものはいろいろあるかと思いますが、これらにつきましては、市長からもお話ありましたように、今後公社の予算、決算ばかりではなく、将来5年後、10年後に向けた公社のあり方というものを理事会、評議員会等々でも議題に挙げさせていただいて検討してまいりたいなというふうに考えてございます。数字的には、ここですぐにというわけにはいきませんが、申しわ

けありません。お願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 皆さんの質問とダブっちゃうような話になっちゃうんですけど、市長が言いますように、この市の農業公社の現在果たしている役割、また、今後の果たすべき役割というのは非常に重要だなというふうに思っております。

しかし、その前提となるものが、いわゆる農産物の価格の安定というか、ちゃんと再生産可能な価格で販売できるというのが前提でなければなりません。ここへ来て米価が1万6,000円ぐらいだったものが、ここ5年ぐらいの間に1万円を割って、8,000円を割る可能性が出てきているわけですね。

そういう中で、この受委託農業が本当に将来を展望して、これを発展させることができるのかというのが、一番問題じゃないかなと思います。WCSについては今のところ安定して売られていますので、この決算の中でも大きな貢献をしているというふうに思いますけれども、そういう点で非常に私としては、この農業公社を、農業公社どころじゃないですね。那須烏山市の農業そのものをこれから存続するためにも、この農家が自分のコストを考えた場合に、投資した効果が得られないような農産物の価格であっては、これは成り立たないわけですから、そういう点も含めて、この農業問題というのは非常に大きな問題があるかなというふうに思います。

外国にいろいろな工業製品を輸出するような大会社はすっかりやめてもらって、全て外国から輸入すればいいんじゃないのなんて考えているかもしれませんが、これは日本の食料の根幹をなす、そういう食料安保からしても重要な課題だというふうに思います。

そういう点で、これについては答えがすぐ出るものではありませんが、6次産業化への転換とか、あるいは都市との交流を図りながら、市内の農産物をいかにそこに販路を拡大して進めていくか。こういう点にもかかわってくるというのを私も重々わかるんですけども、その基幹としての米価を中心として農産物が大幅に下落をしている。これでは全体の農業の発展の大きな障害の中心材料になっているんじゃないかなと。後継者が育つようにといても、このようなありさまではなかなか後継者がつかないんじゃないかなというのも含めて、どのように市長は考えるのか、基本的な考え方についてお示しをいただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 皆さん、各議員からの意見は十分理解できますし、まさに同感であります。今、平塚議員からも米価が年々下がっているということで、きょうの先ほどの報告によりますと、何と1俵8,000円なんですね、ことし、1俵8,000円です。ということは、去年が1万円でしたから、今、完全にもう1万円を割っているわけですね。これではやはり基

幹の稲作は成り立ちません。御指摘のとおりです。これはやはり需要がないからということが理由のようです。やはり米の供給が上回ってしまっているということですよね。大変大きな日本の農業の喫緊の課題であります。

10年後はTPPということになりますから、まさに壊滅的な状況になることは目に見えているということですが、しかしながら、さりとて今も議員も御指摘のとおり、農業は特に米農業は衰退をさせることはできない。このように信念を持ちながら農政にあたるべきだと、このような信念を持っています。

やはりこの基幹産業は、いわゆる稲作です。一番やはりふさわしいのは米です。そのようなところから、この前もJAさんとも提案をしたんですが、今、農協もあるいは生産農家もつくる自由、売る自由と言って久しいわけですから、単に8,000円で売らなくても、ブランド米として非常に食味度が高いこの那須烏山市の米をさらにさらに高い価格で買ってもらうような営業活動をやるべきじゃないかと、このように考えています。

そのようなことがこれからの農業後継者の育成にもつながるし、あるいはこういう遊休田をさらに増やす、そういった防止策にもなるというふうに思いますので、そういった価格の安定を狙うためには大変な努力を要しますけれども、ブランド米としての那須烏山市の米を高く、輸出も含めてそのような策ができればいいかなと考えます。

また、やはり新規農業者、新規農業者と言いますが、口ではなかなかそういったインターン制度なども旧南那須ではとってきましたが、成功した事例は全くないんですね、残念ながらね。なかなかやはり新規農業者を都市部から呼ぶというのは至難でございます。したがって、この遊休農地をこれからも出さないためには、やはりシルバー層をもう一度関心を、あるいはそういった農家に戻っていただいて、さらに60代、70代の方にこれからも、この農業の継続をお願いするほかないのかなというふうに思っています。

ちょっととりとめのない答弁で申しわけないんですが、そのようなことでお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、報告第4号については報告のとおりでありますので、御了解願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時31分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程に入る前に、質問、答弁等は簡潔に行うようお願い申し上げます。

◎日程第7 報告第5号 平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（佐藤昇市） 日程第7 報告第5号 平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました報告第5号 平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成25年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率と、その算定基礎事項を記載した書類について、監査委員の審査に付しましたので、その意見をつけて御報告をするものであります。

健全化判断比率等の4つの比率につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともに該当はございません。

実質公債費比率につきましては9.0%で、対前年比0.4%減であります。これは平成10年度保健福祉センター整備及び平成13年度清水川周辺環境整備、平成14年度南那須図書館整備の財源として発行いたしました地域総合整備事業債の元利償還金が、償還終了により1,129万5,000円減額をしたこと。また、交付税算入率の高い合併特例債等の発行により、公債費に係る基準財政需要額が6,173万3,000円増額となったためでございます。

将来負担比率につきましては43.4%で、対前年比12.3%減であります。これは繰上償還等による公営企業に対する公営企業債の繰り出し見込みが2億718万7,000円の減額をしたことにより、将来負担額が減額となったことであります。

また、決算余剰金等による財政調整基金及び市有施設整備基金等へ3億円を積み立てましたことにより、地方債残高に対し充当可能基金が増額となったためでございます。

資金不足比率につきましては該当ございません。

平成25年度健全化比率につきましては基準を下回っており、健全段階にあると言えますが、今後、合併特例債の発行による地方債残高の増額が予想されまして、財政調整基金の取り崩しなど、今後の財政運営は厳しい状況が予想されます。なお一層、行革に取り組みながら、健全な財政運営を図ってまいりたい所存でありますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。本件も報告案件であります
が、この際、質疑があればこれを許します。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、報告第5号については、報告のとおり
でありますので、御了解願います。

◎日程第8 議案第6号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の制定について

○議長（佐藤昇市） 日程第8 議案第6号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第6号 那須烏山市家庭的保育事業等
の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援新制度におきまして、子ども・子育て支援法及び就学前の子供
に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係法律の整備に関する法律による改正後の児童福祉法第34条16の規定に基づきまして、
本市が認可する家庭的保育事業等について、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を
しようとするものでございます。

詳細につきましては、こども課長から説明をさせたいと思いますので、何とぞ慎重御審議を
いただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明と
いたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 命によりまして御説明をさせていただきます。

8月26日の全員協議会の御説明と重複しますが、御了承のほうよろしく願いをいたしま
す。

議案第6号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
につきましては、平成27年4月から始まります子ども・子育て支援新制度において、児童福

祉法第34条の16第1項の規定に基づき、本市が認可する家庭的保育事業等について認可するための設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものです。

子ども・子育て新制度における新たに創設された子育て支援の新規事業です。家庭的保育事業等とは、従来の認可保育所、定員20人以上の枠組みに加えて、施設で少人数の単位でゼロ歳から2歳の子供を預かる新規事業のことです。

事業の種類といたしましては、家庭的保育事業が定員5人以下、小規模保育事業、利用定員が6人以上19人以下、居宅訪問型保育事業、子供の居宅で障害、疾患などで個別のケアが必要な場合、保育を行う事業で、保育士等1人と乳幼児1人の1対1での対応となります。

次に、事業所内保育事業、会社の保育施設などで従業員の子供と一緒に地域の子供を預かる保育事業で、計4種類の事業を家庭的保育事業といいます。民間の事業者から那須烏山市で、この中の事業を実施したい旨の申請があった場合には、今回、制定する市の設備及び運営に関する基準に基づき、事業の認可をすることになります。

条例制定にあたっての考え方といたしましては、事業所等の職員の配置や設備などの事業に必要な認可をするための設備、運営に関する基準を定める条例で、この基準に基づき市が認可するものです。

認可基準につきましては、児童福祉法第34条の16第2項の規定により、厚生労働省の定める基準に従うもの等と規定されておりますので、国の基準に基づき、本市も同様の基準内容で条例を制定いたします。

なお、那須烏山市子ども・子育て会議においても審議をいただき、この条例案を今回の9月議会に上程することを承認を得ております。

それでは、条例の1ページ目をごらんください。条例の1ページ目、目的として、制定に伴う項目は次のとおりです。まず、第1章が総則、第2章が家庭的保育事業、第3章が小規模保育事業、第4章が事業所内保育事業、第6章が雑則と附則から構成されています。全部で49条からなっております。

第1章の総則の第1条に趣旨、第5条には家庭的保育事業者等の一般原則、第18条には家庭的保育事業者等の内部規定等が定められております。

また、第2章家庭的保育事業から第5章の事業所内保育事業には、設置基準、職員の配置、利用定員の設定等の規定などが規定されております。

以上で御説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） ただいま提案されております市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例ですね、それとこの後、提案される、これに関係をしております市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定についてでございますが、いずれもこれは2012年の8月に成立をいたしました国の子ども・子育て支援法、認定こども園改正法、児童福祉法改正法を含めた子ども・子育て3法に基づく条例が、今、全国の市町村に9月議会に提案されている内容でございます。

それで、これは来年の4月から新制度を実施するわけですが、いわゆる税と社会保障の一体改革と、改悪なんですけどね、いう中身で進められたものでございます。その中で、最初は国のほうではこの憲法第25条の生存権に基づいて公的保育制度というのが義務づけられているわけでありまして。児童福祉法の第2条には、国及び地方公共団体が児童健全育成責任を果たすというようなことの仕組みになっておりまして、その中でこれが進められてきたものでありますが、今回のこの3法改正にあたって、当初、政府案では児童福祉法の第24条そのものを外すという考え方でありました。

その中身につきましては、市町村は保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならないという市町村の保育実施義務を外すと、そして、保育所につきましては、保護者と契約に基づいて全て運営しなさいというような方向だったんですが、全国からこれに対する大変な反対や不安の問題が出されまして、この第24条の第1項は残ったと、修正されたということで残ったわけでありまして。

その中で、第2項というものが追加されまして、市町村はその第1項に規定する児童に対して認定こども園、または家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じなければならないということで、この2項が加わったわけでありまして。この2項の中に認定こども園、幼稚園、これは施設型保育というんですがね、というものがあり、さらに、地域型保育ということで小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育という4種類があるわけですよ。

その中で今回条例として提案されていますのが、家庭的保育事業施設及び運営に関する基準を定めるということでございます。問題なのは、この3法を進めるにあたって、待機児童をなくすということで進めてきたわけでありまして、消費税の上がる分のうち、待機児童をなくすためにお金をつける。特に、最初は総合的こども園とか何とかという話だったんですが、それは引込めまして、認定こども園を中心にこの待機児童をなくす取り組みをするということで、1兆1,138億円を用意するということだったんですが、残念ながら消費税増税分のうち7,000億円しか確保できないと。これがまた全国で今大きな問題になっているものでございます。

こういう話をすると延々と切りがなくなっちゃうんですが、基本的に言いまして、今回出されているこの条例の中身についての問題点でございますが、簡単に言うと、小規模保育事業の中でゼロ歳から2歳ですね、この保育をされる事業者さんは研修修了程度、小規模保育事業のC型は研修修了程度でいいと。家庭的保育についても研修修了程度でいいと。こういうようなことで、それでは、子供の生命や発育にもかかわる重大問題だということで、これはやはり保育士の資格を有する、そういう方にさせてはどうかということで、全国で今、運動が進んでいるところであります。

これについても、先ほど課長の説明では国の制度に準じてこれを進めるということでございますが、したがって、研修修了者程度でもいいというふうに考えているのかどうか。それが1点。

それと、給食については、やはり園内で作って供給するというのではなくて、給食の外部搬入もこの小規模や家庭的保育は構わない。こういうふうなのが国の制度でございますが、そういうものもそのまま進めるのかどうか。それについても御回答をいただければと思います。

それで、この新制度を進めるにあたって、市町村は、子ども・子育て支援事業計画というものを策定することが義務づけられているんですけども、これについてはいつ策定をされたのか。どのぐらいまでこの策定計画は公表になっているのか教えていただきたいなと思います。

さらに、これをつくるにあたっては、市町村は2013年度、昨年度のうちに保育に関する需要見込み量の調査をし、必要量を定め、市町村に教育、保育提供区域を設けて、区域内で提供体制の確立を定め、提供体制には必要量により認可保育所、小規模保育所、認定こども園、幼稚園など多様な事業により提供体制を確保することとするわけなんですけども、この需要見込みの調査、検討をされたのかどうか。これについても御回答いただければと思います。

さらに、保育全般にかかわる問題になっちゃうんですけど、保育を受けられるかどうかというものについては、制度に基づいて申請して保育を受ける必要があるということ市町村が認めて、それで申請をしていくんですけども、それを受けられることができるかどうかというのは、保護者にとっては大きな問題だというふうに思うんですけども、うちの市としては、障害児については、今までと同じように保育入所が確実に保証されることになるのかどうか。そのことを確認したい。

あともう一つは、同居の祖父母及び親族がいる場合には、特に人口が減少している地域においては、優先して祖父母がいても保育を受けることができるというようなことで進めている自治体が多いんですけども、本市においてはそういうことを踏まえてこの新制度になっても、祖父母、親族がいても保育を受けることを認めていくという考え方でいるのかどうか。その辺についての御説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） それでは、議員の御質問にお答えしたいと思います。ちょっと何点か漏らした点があるかもしれませんが、その都度お聞きしながらお答えしたいと思います。

まず、小規模保育の例えばB型、C型の保育士関係、それとあと給食関係なんですけど、この家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、国がひとまず最低基準を設定しております。市としては、最低基準にのっとって運営をしていきたいと考えておりますが、第3条に最低基準の向上というのがありまして、市長は児童の保護者その他児童福祉にかかる当事者の意見を聞き、家庭的保育事業等を行う者に対し、最低基準を超えて設備、運営を向上させるように勧告することができるということで、そこらも踏まえて今後検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、子ども・子育て支援計画なんですけど、現在、昨年12月に、子ども・子育てのニーズ調査を行っております。現在、5回の子ども・子育て会議を行っております、その子ども・子育て会議の中で保育の量とか、その量に基づいてどれだけ確保していいかというのを現在、会議のほうで協議、検討している状況でございます。

まだ、公表等はしておりませんが、今、検討している中では12月に計画の中間報告ということで、12月に全員協議会でできれば御説明したいということで、そのような考えで今進めているところでございますので、よろしく願いいたします。

それとあと、障害児の受け入れ関係についても、できるだけ保護者の身になって受け入れていきたいと考えておりますので、そこらも十分慎重に対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、同じ家族に祖父母とかいる場合の入所関係なんですけど、入所の選考基準というか、順番に入る基準が、やはり一番最初がひとり親家庭とか、入る順番が決まっているんですね。そこらをまず踏まえながら、その辺についても慎重にできれば対応してまいりたいと思いますので、すみませんが、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 私、前から一般質問でいろいろこの子育てについてはさせていただきまして、国の新しい政策が出ましたので、これに基づいてこの運営に関する基準を定める条例ということで出てまいりました。

それで、今、一番問題は、この国の考え方は待機児童がたくさんいて、それを何とか対応し

なければならないというような基礎がありまして、それに対して緩和措置といいますかね、そういうことでどんどんやっていく。ところが、当那須烏山市は、この前は1つの社会福祉法人が閉めて、逆に子供がいない、どうするんだというような形でございます。

それで、その中でも、その中の質といいますか、預かるお子さんの年齢、これは非常に逆に重要になってきておりまして、簡単に言うと、赤ちゃんですね。赤ちゃんを預かれる保育園とか認定こども園とか、その1つ閉めたところは預かっていたのかなど。

その辺のニーズが多分にあるのではないかなというふうに思いますけれども、市の保育園などでそういうことを預かることが今後考えられるのか。また、そういうのはこういうところをお願いする。だけど手間がかかって、お金にならないから大変なんですね。

その辺のところの今後計画をしっかりと立てていくという中にありまして、民間保育園の行く末というか、幼稚園の行く末も今まで長く歴史の中でやっていただいておりますので、よく子供さんの今後の受け入れを考えていただいて、検討をしてもらっているとは思いますが、1つの社会福祉法人が閉めたと、これは閉めたほうにも当然問題はあるんだとは思いますが、悪い言い方をすれば、官が民をつぶしてしまったというふうに言っても過言ではないのかなと思いますので、その共存共栄を図れるような形の施策をお願いするのと、その乳幼児について考え方をひとつお願いします。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 乳幼児の件につきましては、確かに宮原保育園でことしの4月いっぱいまで預かってもらいまして、市としても大変助かっていましたし、宮原保育園で60年間にわたる長きにわたり、本市の児童福祉なり、保育行政に大変貢献をいただいております。本当に市としても私としても大変申しわけないと深く反省していますし、今後、民間の保育園とか幼稚園にそのようなことがないように十分対応してまいりたいと考えております。

乳幼児の受け入れなんですが、現段階では烏山保育園が2カ月から公立が8カ月から受け入れております。大体今のところでぎりぎり満杯のような状態です。今度始まりますこの家庭的保育事業等において小規模保育事業とぜひ参加事業者を募りたいというか、周知徹底を図って、乳幼児に待機児童が出ないように十分対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） 今回、これでいろいろ変わりますので、幼稚園や保育園に現在通って

いる父兄たちからすると、料金が変わるんじゃないとか、体制が変わるのではないかと不安の声がちょっと出ています。ですから、できたら細かい説明とかも、人によってはその幼稚園には預けられなくなってしまう人とか、保育園に移転しなきゃいけない、または保育園では料金が随分差額が出るとか、出てくる方がいると思うんです。そういう場合があるのかどうかを丁寧に説明していただけるように、窓口で、たしか今、各幼稚園に通っている父兄には渡されていると思うんですが、今後入るような方にも配布をしていただいて、来年度の入園に支障がないように説明ができるようしていただけないでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 保育料関係、確かに大きな問題でございます。こども課としては12月の議会に市の保育料関係の改正を上程したいと考えておりまして、これから子ども・子育て会議のほうでも内容についてよく審議をし、また、12月議会に出していきたいと思いますが、確かに保育料、上がったたり下がったりするようなことがあります。市のほうでもホームページとかお知らせ版等で対応していきたいと思っておりますので、できるだけ周知については十分努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） 私個人の意見なれば、妹が今幼稚園に通っていて、学童もセットになっているので、お兄ちゃんが同じ場所に帰ってくる。夏休みとかも一緒に預けて一緒に迎えにいける。しかし、今度の制度が変わると、学童がなくなってしまうと、こちらの学童、そして幼稚園、保育園と何カ所か回るようになってしまうんですね、同じ預けるところが1カ所で済まなくなってしまう。そういうのもいろいろ出てくると思うので、ぜひとも丁寧な案内、そして指導とかお知らせをしていただけるとありがたいと思います。でも、早くないと、もしも場所を移動するようなことになれば、全然システムも家族の中で流れが違うので、ぜひともお願いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 議員の言うとおりでですね。案内等説明は十分してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） 今回、この条例等に関しまして、新しい雇用や女性の働きやすい環境を整えるということで、この条例が改正されていると考えられますが、今いるお母さんたちの保育関係の待機児童がない我が市において、もう一つの課題は、新しい特化された保育所が

つくられるかどうかということ、市のほうで考えていらっしゃるかどうかをお聞きしたいと思います。

例えばこういう教育理念のもとに、少人数での保育園をつくりたいという方々がいらした場合に、それを認可する方向も見据えて、条例等改正、それから計画等が考えられているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 今、議員のおっしゃるとおり、小規模とか家庭的保育事業ということで、市内、市外問わず、今回条例が制定されますので、ぜひそういう企業、団体等に参加をお願いしたい。そして那須烏山市の子育て環境の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第6号については、文教福祉常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、文教福祉常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時 7分

再開 午後 1時00分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第9 議案第7号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（佐藤昇市） 日程第9 議案第7号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第7号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明

を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援新制度において、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定により、内閣府令（特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準）において定める基準に従い、または参酌をして、本市が確認をする特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定をしようとするものであります。

詳細につきましては、こども課長から説明をいたしますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 命によりまして御説明をいたします。8月26日の全員協議会と説明が重複しますが、申しわけございませんがよろしくお願いをいたします。

議案第7号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、本市が確認する特定教育保育施設及び特定地域型保育事業について、運営に関する基準を定める条例を制定するものです。

制定にあたっての考え方といたしましては、認可を受けている教育・保育施設及び地域型保育事業者が保育費用の給付対象となることを、市が確認するための基準を定めるものです。教育・保育施設とは、現在あります保育所、幼稚園、認定こども園のことを言います。地域型保育事業とは、議案第6号で御説明をいたしました4種類の事業の家庭的保育事業のことを言います。

これらの事業を行う事業者、設置者が乳幼児等に対し、教育・保育の提供を行った場合に、その保育費用を市から給付してもらうために、市が定める運営基準を満たす必要があります。市は今回、制定する条例に基づき事業者、施設の確認を行い、確認とはその施設が利用定員や業務体制などが整っているかどうかということになります。確認の結果、運営基準を満たしていれば、施設型給付費、地域型保育給付費として事業者に保育費用を市が給付いたします。

この給付とは、保護者にかわり、施設が給付を受ける法定代理事業という形になります。この市の条例の中では、第14条第2項、第43条第2項に、この法定代理事業の規定がされております。

確認するための運営基準につきましては、第43条第3項及び第46条第3項の規定により、内閣府令で定める基準に従うもの等と規定されておりますので、国の基準に基づき本市も同様の運営基準内容で条例を制定いたします。

なお、那須烏山市子ども・子育て会議においても審議を行い、この条例案を9月議会に上程

することの承認を得ております。

それでは、条例の1ページ目をごらんください。目次についてですね。制定に伴う定める事項は次のとおりです。第1章が総則ですね。第2章が特定教育・保育施設の運営に関する基準、第3章が特定地域型保育事業の運営に関する基準、第4章が雑則と附則から構成されており、全53条となります。

それでは、第1章の第1条に趣旨、第2条に定義、第3条には一般原理の規定が規定されており、第2章、第3章には利用定員や利用者負担額等の受領、運営規定、記録の整備等の規定が規定されております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 先ほども質疑をさせていただきましたけれども、今度は保育事業の運営に関する基準ということで、大きく幼稚園、保育園、認定こども園とか細かく設置基準が出ております。国からいただいたお金を保護者の皆様じゃなくて、直接設置者に代理受領という形でお支払いをするということでございます。

このさまざまなできた各施設も幼稚園は文部科学省の所管ということだったのでしょうか、保育所は厚生労働省の所管、こういうようなことになっているかと思いますが、ほかの事業所はどのような所管になるのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） まず、基本的には認定こども園法で定められているということで、所管と申しますと内閣府になるものと考えております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） この子ども・子育ての支援を一生懸命やろうということで、今までも幼保一貫ということで始まったわけなんですけれども、だんだんやっているうちに、幼保一貫、文部科学省、厚生労働省だけじゃなくて内閣府も入ってきたということで、何か焼け太りだというような批判も中にはあるということでございます。我が市におきましては、こども課が一元でやるということなんだと思うんですけれども、この辺、何ら影響はないのでしょうか。その辺だけ確認をしたいと思いますが。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 現段階ではないと思いますし、こども課で誠意を尽くして対応

してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第7号でございまして、市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定ということでございます。これについては、前の全員協議会で認可と確認ということでの施設型と地域型保育事業、家庭的保育事業を含むということで、保育園、幼稚園、認定こども園、認定こども園は4つのパターンがあると。それと、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育というふうに分かれているわけであります。

1つは、保育について、いわゆる児童福祉法第24条の第1項に基づいて公的保育を基本とすれば、保育を提供することが必要かどうかという調査及び申請が必要ですよね。その申請に基づいて各保護者が自分の子供を希望するところをお願いをしたい。こういう申請をするわけですけれども、基本的に定員は決まっているわけですよね。

その点で、本市としては大都会のように待機児童がごまんといて、それを保証するような保育施設がないと。こういうようなところと、子供がどんどん少なくなっている本市のような自治体を一緒くたにしているということ自体に問題があるわけなんですけれども、そういうようなことを前提として、基本的に保育所については希望するところに入ることになると思うんですが、それについて、もしその定員を越すような場合は市のほうが調整をして、そして、別なところを紹介するというふうなことになるのかどうか。その辺の考え方についてお示しをいただきたいなと思います。

それと、前の条例制定案にもありましたように、とにかくゼロ歳から2歳児までのお子さんの保育、これが非常に問題であろうというふうに思うんですけれども、これについても小規模保育や家庭的保育を重点に、そういうようなお子さんを預かれるような体制をとりたいんだというわけですが、それが先ほどの私の質問にもありましたように、きちんとそういう幼児を保育する、教育するというか、そういうような資格がない方が、もしそういうものをやるということになると、事故の対象になりますので。

そういうことがないように、公的保育を維持し、尊重する。こういう立場で行政のほうとしては進めていただきたいと思うんですけれども、ゼロ歳から2歳までの幼児保育についても、なるべく今、市内にある保育所、幼稚園がありますよね。そこで受け入れをしてもらえるような体制をとることができないかどうか。その辺も含めて御指導いただきたいと思うんですが。

2つ目は、情報公開の考え方ですね。これについては、民間企業が保育、子育て事業に参画をするわけですから、運営者の不正を防ぐためにも財務諸表の公表が必要だという論理があり

ます。また、職員の常勤、非常勤の数、勤務年数、過去3年間の入退職者の数とか、保護者会の状況とか、こういうものを公表していただきたいと思うんですが、保育所、幼稚園、認定こども園については、認可権限は県なんですよね。地域型保育事業については市と。

ただ、確認権限というのが保育所から地域型保育事業まで、市にあると考えるわけですけども、その点、公正でなおかつ一人一人の子供に行き届いた公的保育を維持する立場で対策がとられるような対応をしてもらいたいと思うんですが、この辺も市町村レベルでも条例の基準の中にきちんと盛り込んでもらいたいと思ったんですが、そんなことについては情報公開についてはどんな考え方をしているのか説明をお願いしたいと思います。

3つ目は、保育料なんですけれども、この特定教育ということで英語特区とか、音楽とか、絵画教室とか、そういうものを特定保育所がやる場合に、保護者が望まなくてもそういうことをやるようなことが、もし発生すれば、別な経費としてさまざまなものが発生するような、保護者に負担がかかるようなことが考えられます。

その辺については、なるべく負担が保護者に重くのしかかることのないような対応を進めていただきたいというふうに、3歳児以上の給食代については現行どおりなんです。給食やおやつ代、こういうものも保育料に加算して調整するということになるのかなというふうに思いますが、その点、今までと違うような制度が導入されることについて、お子さんを持たれている保護者間でのいろいろな不安もあろうかと思うので、先ほどの質問にもありましたが、そういう点について、なるべく公的保育といいますか、それを堅持する。そして、保護者に不安や負担がどんだんのしかかることのないような対応をお願いしたいと思います。その辺について担当課としてはどのような考え方なのか御説明いただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） まず、今度新しい制度におきまして、保育所関係の入所、定員を超えた場合は現在のところ、市が利用調整等を行うこととなっております。また、ゼロ歳から2歳児の受け入れについては、市内で受け入れられるよう十分努めてまいりたいと考えております。

それとあと、情報公開関係なんです。そこらはちょっと私のほうも勉強が足りませんので、今後十分勉強しまして、できるだけ議員の言うような形で対応できればなどそのように考えております。

あと保育園のほうで、例えば通常の保育以外の中で先ほど言った音楽とか、そういう場合は別な費用の負担がかかります。そこらについては、保育園のほうの私立保育園とかそちらのほうになるものだと思いますので、そこらは慎重に市としては対応していかないとならないかなと思っております。

最終的には、公的保育とといいますか、保護者の方に負担のかからないように、市としては十分対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第7号については、文教福祉常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、文教福祉常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。日程第10 議案第1号から日程第14 議案第5号までの平成26年度那須烏山市一般会計補正予算、特別会計補正予算、水道事業会計補正予算の5議案を一括して上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

◎日程第10 議案第1号 平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）
について

◎日程第11 議案第2号 平成26年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

◎日程第12 議案第3号 平成26年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算
（第1号）について

◎日程第13 議案第4号 平成26年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予
算（第1号）について

◎日程第14 議案第5号 平成26年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1
号）について

○議長（佐藤昇市） よって、議案第1号から議案第5号までの5議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第5号までの提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成26年度那須烏山市一般会計補正予算第2号についてであります。本案は、平成26年度一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ1億111万5,000円増額し、補正後の予算総額120億1,517万3,000円とするものであります。

今回の補正は、国・県補助金の追加決定及び過年度事業の精算など対処しなければならない事務事業等が生じたことから、補正予算を編成したところであります。なお、人件費につきましては、4月の人事異動による再任用職員を含めた職員数の確定に伴う予算の組み替えをあわせて行いました。

主な内容について御説明を申し上げます。まず、歳出予算についてであります。総務費は、庁舎整備費といたしまして、南那須庁舎2階執務室にサーバー室と教育長室を新設するための予算計上であります。

地域振興事業費として、大木須地区において事業展開しております宿泊型体験活動受入拠点施設整備事業に伴う上乗せ補助であります。

行政情報化推進費といたしまして、基幹系システム再構築に係る諸費用及び社会保障・番号法施行に係るシステム改修費用に増額変更が生じたための予算計上でございます。

防犯対策費といたしまして、市内の空き家実態調査を実施するための業務委託に係る費用であります。

民生費は、私立保育施設運営委託事業費といたしまして、平成25年度事業精算による償還金であります。母子福祉事業費といたしまして児童扶養手当制度改正に伴うシステム改修に係る業務委託費用であります。

農林水産業費は、農地中間管理機構集積支援事業費といたしまして、農地法改正により農地台帳システム改修業務に係る費用であります。

地域振興費といたしまして、中間地域等直接支払制度の現地調査業務に係る費用であります。

農地振興費といたしまして、農地・水保全管理支払交付金事業の実施地区の追加決定に伴う事業費負担金の増額であります。

元気な森づくり推進事業費といたしまして、県交付金の追加決定に伴う委託料及び補助金の増額であります。

商工費は、観光施設費といたしまして、龍門ふるさと民芸館及び周辺施設の修繕等に係る費用であります。

土木費であります。道路維持管理費といたしまして、道路施設等に係る維持管理業務委託料の追加と融雪剤散布機の購入に係る費用であります。

道路保全費といたしまして、舗装修繕3カ所、道路排水箇所1カ所、道路災害防除1カ所に係る費用であります。

道路整備費につきましては、社会資本整備総合交付金の配分変更に伴い減額するものであります。社会資本整備総合交付金を活用した6カ所、合併特例債事業2カ所、単独分7カ所の計15カ所、このようになっております。

市営住宅施設整備費といたしまして、高峰住宅の1棟を解体するための費用であります。

消防費は、消防施設整備費といたしまして、烏山地区におけるサイレン吹鳴のシステム化を図り、地域、分団内との連携構築のための費用であります。

教育費は、烏山小学校施設整備費といたしまして、プールの老朽化に伴い管理棟及プールサイド等の改修に係る設計業務費用の計上であります。

文化財保護費といたしまして、ジオパーク構想の事業実施に係る費用であります。

文化財調査費といたしまして、太陽光発電設備設置に伴う電力供給用鉄塔建設にあたり、遺跡発掘調査が必要となりましたことから、それに係る費用であります。

歴史民俗資料館施設整備費といたしまして、旧七合中学校を活用した文化財収蔵庫の整備費用であります。

体育施設整備計画策定事業費といたしまして、武道館建設に向けた調査業務に係る費用であります。

農地災害復旧事業費及び農業用施設災害復旧事業費といたしまして、6月、7月の豪雨災害による農地及び農業用施設の復旧に係る費用であります。

次に、歳入予算についてであります。国庫支出金は、保育緊急確保事業費補助金といたしまして、国の予算組替えに伴い追加するものであります。社会資本整備総合交付金は、国の配分変更に伴う減額であります。

県支出金は、国の予算組替えに伴い安心こども特別対策事業費補助金を減額するものであります。農地中間管理機構集積支援事業費補助金及び元気な森づくり推進事業市町村交付金につきましては、県の追加決定に伴う増額であります。

繰入金であります。平成25年度決算に伴う介護保険特別会計繰入金であります。

市債は、社会資本整備総合交付金の配分変更に伴いまして、市道整備事業債を減額するものであります。

寄附金は、ふるさと応援寄附金といたしまして、昭和58年度烏山小学校同窓会様、東京都八王子市山森文男様、群馬県伊勢崎市大山祐一様、ほか2名の匿名様からであります。御芳志に対し深く敬意を表し、御報告申し上げる次第であります。なお、不足財源につきましては、前年度繰越金等をもって措置をいたしました。

議案第2号は、平成26年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算第1号についてであります。本案は、国民健康保険特別会計事業勘定予算の歳入歳出を1,365万4,000円増額し、補正後の予算総額35億8,955万4,000円とするものであります。

主な内容は、前年度退職者医療交付金の確定に伴う償還金額の増額であります。これらの財源は、前年度繰越金をもって措置をいたしました。なお、本案は、国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりとの答申を得ておりますことを申し添えます。

議案第3号は、平成26年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算第1号についてであります。本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ5,047万9,000円増額し、補正後の予算総額26億2,237万9,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、前年度の介護給付費、地域支援事業の実績に基づく国、県支出金等の精査に伴う償還金等の増額及び過不足が見込まれます保険給付費の補正でございます。なお、財源につきましては、介護保険財政調整基金繰入金及び前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第4号は、平成26年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算第1号についてであります。本案は、簡易水道事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ206万円増額をし、補正後の予算総額1億286万円とするものであります。

歳出の主な内容は、簡易水道施設の機器故障のための修繕、境簡易水道施設増圧ポンプ場の非常通報装置の新設及び県の国道294号線向田橋改修に伴う水道管支持材の移設工事であります。なお、財源につきましては前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第5号は、平成26年度那須烏山市水道事業会計補正予算第1号についてであります。本案は、水道事業会計の収益的収入250万8,000円を増額し、補正後の予算総額5億9,683万3,000円とし、収益的支出を982万2,000円増額し、補正後の予算総額5億9,678万4,000円とするものであります。

収入の主な内容は、消火栓維持管理費負担金による収入増額であり、支出は水道施設の電気設備の修繕や消火栓、空気弁ボックス等の修繕及び上下水道料金システムのプログラム変更に伴う費用の計上であります。

以上、議案第1号から議案第5号まで一括をいたしまして提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第1号の一般会計補正予算について、何点か質問したいと思えます。

歳出のほうでございますけれども、まず、18ページの市営住宅施設整備費というのが43万円あるんですけれども、これはどこの市営住宅の改修なのか御説明いただきたいと思えます。

それと、消防費の5災害対策費ということで106万1,000円、防災無線施設整備費というのがあるんですけれども、これは南那須の防災無線の修理か何かなのかなというふうに思われるんですが、そういうことでよろしいのかどうか。

あとのほうに烏山庁舎屋上チャイム拡声器装置設置工事というのがあるんですけど、これとは全く23ページ、別なことなのかどうか。その辺、この23ページの烏山庁舎屋上チャイム拡声器装置設置工事については、いつごろまでに整備をして、いつごろまでにこれが稼働する予定なのか。その辺についても御説明をいただきたいと思えます。

次は、20ページですが、文化財保護費が46万4,000円、文化遺産活用事業が2万2,000円、文化財調査費が125万5,000円ということでございまして、これは旧七合中学校にある文化財関係の倉庫をつくるための費用なのかどうか。それで、21ページの関連なんですけど、郷土資料館が委託料として歴史民俗資料館施設整備費ということで1,000万円ありまして、委託が100万円で工事費、請負費が900万円ということですが、こちらのほうが郷土資料館関係の資料の倉庫をつくるための事業内容なのか。その辺ちょっと、これについてもどのような工事内容でいつごろまでにつくって、今後どのような活用をされるのか御説明いただきたいなと思えます。

21ページの下の方の災害復旧費でございますが、農地災害復旧事業費548万円、農業用施設災害復旧事業費465万7,000円でございますが、この事業内容についてもお示しをいただければと思えます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） それでは、最初の質問の18ページの市営住宅施設整備費43万円について説明します。これは、市有高峰住宅の1棟を解体する工事であります。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 続きまして、18ページ一番下の防災無線施設整備費でございますが、実は曲畑地内の防災無線の子局がちょっと住宅自治会、また、震災後いろいろあって、移設要望が出されております。子局の移設、また今後移設箇所については詰めていくことにし

ますが、そのようなことで予算を要求させていただきました。

それと、23ページの上から2行目の烏山庁舎屋上チャイム拡声装置設置工事40万7,000円でございますが、これにつきましては、現在、サイレン吹鳴、お昼のサイレン吹鳴等行っていないということで、庁舎内でのチャイム等も外に流しているわけですが、これについてはスピーカーが1つしかない。また、そのほかのいろいろな情報も一緒に流れて庁内の情報も流れてしまうということで、屋上のお昼のチャイムが単独で鳴らすようにアンプを設置して、また、スピーカーの増設を行っていく。そのための事業費でございます。

それと、平塚議員、質問の中で烏山地区のサイレン吹鳴につきましては、今回、この中に予算として組み入れております。非常消防総務費、18ページですね、それと消防施設整備ということで、非常に金額が少ないというのは、これはリースによって行いたいということで、現在、全ての消防のサイレン設備が手作業で烏山地区はやっているわけですね。各消防団等、私のほうも手押しでやっているということで、これについて消防署からの操作によりまして一斉吹鳴ができるようにするシステムの構築でございます。

これについては、タブレットを使用しまして大手の通信網を使つての無線での制御システムを使いまして、まず、各今ある消防署のサイレン吹鳴設備等へ断続器と言ひまして、それを感じてサイレンを鳴らすシステムを構築するものでございます。

今年度、速やかにこれを構築して、一斉吹鳴サイレン、火災時等、また選挙、火災予防運動と、これらについて今まで消防団員等にお世話になっていたわけなんです、今後は一斉に吹鳴を行っていく。そのような体制をつくる事業費でございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 両方文化振興課長。

○文化振興課長（両方 裕） それでは、文化振興課関係でございます。文化財保護費、郷土資料館費になります。

まず、20ページ、文化財保護費関係でございます。説明の欄、文化財保護費46万4,000円につきましては、こちらは内容といたしましては、今年度ジオパーク構想の計画を策定することで事業を立ち上げるということで、ジオパーク関係が17万1,000円、こちらにつきましては、今年度行っています教室の講師の謝金あとは消耗品、あと視察の旅費等を計上させていただきました。

あと残りの30万円弱につきましては、来年度予定しているのでございますが、市の文化財の合本作業といひますか、旧町時代ありました文化財の保護ですね。来年度合本を予定してございます。そちらの作業は既に作業を進めているんですが、そちらの中で写真撮影ですかね、こちらを新たに撮影するものがございますので、撮り直しとかですね、そちらの関係が30万

円弱入りまして合計46万4,000円でございます。

その下の文化遺産活用事業費2万2,000円につきましては、こちらは森田城跡の公衆用トイレの清掃費ということで、若干予算が足りなくなったところがございますので、補正をさせていただくところでございます。

続きまして、その下の文化財調査費125万5,000円でございますが、こちらはこちらの92万5,000円につきましては、埋蔵文化財の発掘調査費ということで、こちらは民間事業者が行います発掘事業を市のほうが受託をするということでございまして、具体的に申し上げますと、上川井の現在、メガソーラー関係で工事が行われておりますが、その敷地の脇に東京電力のほうの専用の送電用の鉄塔を立てるということで、こちらのほうが埋蔵文化財保存地ということでございますので、そちらのほうを発掘調査をするということで受託をしまして、こちらの事業費につきましては、全額事業者負担ということで、こちらの歳入のほうにおきますと、予算書の11ページでございますが、雑入の中の文化振興課雑入92万2,000円でございます。こちらのほうを充てる予定になってございます。若干歳出のほうは端数の関係で92万5,000円でございますが、最終的には全額御負担いただくという予定になってございます。

その他につきましては、残りにつきましては、烏山城関係の概報を6月に議員の皆様にもお配りしたと思うんですが、こちらのほう、要望がございまして頒布をいたしたいと思ひまして、こちらを増刷する予算を200冊分、30万円を計上させていただきました。

続きまして、郷土資料館費、こちらの中のもの七合中学校の収蔵庫関係になります。説明の欄の郷土資料館費2万7,000円につきましては、こちらは現在の烏山郷土資料館の電気の修繕費ということで、漏電等の調査もありまして、こちらを計上させていただいたものです。

七合中学校跡の保存収蔵庫の改修工事が1,000万円ございまして、うち設計委託料が100万円、工事費900万円でございます。工事の内容につきましては、こちら、現在七合中学校には東日本大震災で郷土資料館が被災した際に、緊急避難措置といたしまして資料館にあった資料を約800点ほど、現在3つの教室等に収蔵してございます。こちらのほう、やはり保存環境があまりよろしくないということもございまして、今後、整備を予定しております新しい郷土資料館の保存収蔵庫としまして、先行しまして改修工事を行ひまして、そちらに新規の資料館の保存収蔵庫として活用をしていきたいと思ひています。

工事内容につきましては、1教室分をその中に空調とか湿度を調整する保存収蔵庫です。あと光が入らないように教室の中にもう一つ部屋をつくるような感じで、箱を入れるようなイメージでございます。入り口につきましても一気に外気が入らないように、前室といいますか、扉を設けましてそのような工事を行う予定でございます。

活用につきましては、先ほど申しましたように今後、整備予定であります、その資料館の保存収蔵庫といたしまして、こちらをどこにつくるかとか、まだ決定はしておりませんが、その保存収蔵庫を先行して整備を進めるものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 私のほうは21ページの農林水産施設災害復旧の関係でございます。農地災害復旧事業につきまして548万円ということでございますが、まず、八ヶ代地内の1カ所、畑ですね。これが約100万円ということで計上してございます。

それから、これは7月1日の雨ですが、それから、農地の関係は6月25日の豪雨、これが田んぼが4カ所、畑が10カ所で283万円となっております。7月1日の豪雨で田んぼが6カ所、畑が1カ所、これが156万円。続きまして、7月18日の豪雨で畑が1カ所、9万円、合わせて448万円でございます、始めの八ヶ代を入れますと548万円という形になります。

それから、次は施設のほうでございますが、修繕料としまして6月25日小木須地内の道路に土砂が流出しました。これが21万6,000円、7月1日の豪雨でこれまた道路に畑から土砂が流出しました。それらの撤去費用78万4,000円、合わせて100万円でございます。

それと、工事費関係になりますが、4月4日関係で水路2カ所、頭首工1カ所、46万9,000円、5月27日豪雨で揚水ポンプが2カ所被害を受けてございます。250万6,000円、6月25日道路1カ所で68万2,000円、これらを合わせますと465万7,000円というふうになってございます。箇所が多うございますので、詳細必要でございましたらば、それぞれの位置図等も御提出はできます。

なお、全て今回の補正に関しましては市単独事業でございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 済みません、先ほどの説明の中で質問に対して漏れておりました。23ページの烏山庁舎屋上チャイム拡声装置設置工事でございますが、予算を認めていただければ、速やかに発注を行いまして設置を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 速やかにお願いします。

それで、同じことを何遍聞いてもしようがないので、最後に2点だけね。文化財関連では大体わかりました。その中で烏山城の発掘調査の本を200冊増刷するというところでござい

ますよね。これについては、この間の説明会に私も参加しましたので、そこでも説明されておりましたのでわかったんですが、やはりそこでも、発掘調査はある程度国の保障もなく一段落はついたんだろうけれども、まだまだ発掘をしたのはほんの表面の1地域だけというような状況でして、もっとそれを総合的にあるいはもっと幅広く全体像をつかむのには、さらなる調査が必要だというのが説明会の先生方の考え方ではなかったかなと思いました。

そういう意味では、なかなか国からの今後引き続いて発掘調査等の費用がつくかどうかはわかりませんが、市の考え方としては大谷市長のほうでも那須資重が築城を開始してから600年だというようなお話をされましたので、それも近づいてきております。そういう関係上、さらに今後とも引き続いて調査をするような考え方があるのかどうか。これをお伺いしたいと思います。

さらに、歴史民俗資料館の七合の保存収蔵庫は理解できたんですが、これの活用ですよ。これについては今ある郷土資料館あるいは旧南那須の歴史民俗資料館を再建をして、両方に展示をするのか。それともどこか一本化を図って、この歴史遺産をさらに保存展示あるいはいろいろな観光とかさまざまな分野で活用するということが必要かなど。

この庁舎の玄関先でもクジラの骨を初めとしてそういうような展示説明をされていたわけですが、そのような自然遺産やそういうさまざまな資料がこの市内にあるわけなんですけれども、そういうものも含めて公園化というか活用を図るといような考え方であろうというふうに思うんですけれども、そういう一環なのか、それとも別なのかちょっとわかりませんが、この歴史民俗資料をさらに活用するような方法をとっていただきたいと思うんですが、これは一本化でまとめる考えなのか。それを別々にまた保存展示をするのか。

また、そういうものをどうしたらいいのかを論議、検討、そして集約して整備をするというようなことを考えているのかどうか。それはもしそういうものを検討しているとすれば、いつごろまでに結論が出るのか。この辺についての説明があれば、お示しをいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） それでは、御指名でございますので、前段につきましては私から答弁をさせていただきます。

過日31日の成果発表会には議員も御参加をいただきまして大変ありがとうございました。あのときの発表も最後まで、私、聞こうと思ったんですが、結果として塙の天祭のほうに回りましたので、前段の部分だけちょっと拝聴いたしました。

市を代表する皆さん方が本当に熱い思いを持って発表していただいたと思います。そういう

中で、この定説がいろいろあるというのも初めてわかったんですが、一説によりますと、あと3年後に築城600年ということになります。そういうところで、少しでも貴重な遺産でございますので、烏山城につきましては、過去に4カ年で小本丸、本丸の調査を行いましたけれども、あわせて今後も調査は継続をさせていただいて、これは公助事業なかなか難しいかもしれませんが、そういった一つの要望はしてまいります、それがかなわなくても市の単独をもってでも、この調査は継続をしていきたいなと私はこのように考えています。

そして、この烏山城は東日本でも、規模としてはかなり大きな烏山城というふう聞いておりますので、時間、手間はかかるかもしれませんが、国指定までもっていければなどこのような希望を持っております。そのためにも、調査は必要でありまして、まずはそういった調査をさらに克明に行いまして、その成果をもって、まずは市の指定遺跡にして、それから順次国指定に向けた努力をしていく。このようなことでございますので、この調査につきましては、継続をして行いたいなと考えています。

○議長（佐藤昇市） 両方文化振興課長。

○文化振興課長（両方 裕） それでは、後段の資料館関係でございます。

資料館につきましては、今後、新しい資料館といたしまして1カ所に整備をする予定でございます。候補地につきましては、まだ決まってはございませんが、現在、考えられるものは3カ所ございまして、1つは既存施設の利用ということで山あげ会館とあとはその山あげ会館の西側、あと烏山郷土資料館ですね、こちらを改築等をしまして、古い建物でございますので、その3カ所を今、検討しております。

今年度中には基本構想、できれば基本計画まで今年度中に策定をいたしまして、場所、規模、整備時期ですね、こちらを本年度中には決定をいたしまして来年度以降できるだけ早い時期に整備を着手したいと思っております。

七合中学校の保存収蔵庫につきましては、今後、整備予定でございます資料館のバックヤードとしまして活用していくということで考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 前の質問でおしまいにしようと思ったんですが、言い忘れてまことに済みません。烏山城のさらなる調査につきましては、築城600年祭を実施するかどうかもあるんですが、いずれにしても地権者さん、この理解と協力が何よりも大事だなと、このように思いますので、ぜひとも御理解と御支援をいただけるように懇切丁寧な説明をしながら、ともに進めていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） あそこの本丸、三の丸についても、財閥お二人が地権者でございますが、そういった方と今、円満、円滑にその協議をしながら作業をやらせてもらっておりますので、今後も御協力をいただきながら調査には協力いただくように図ってまいりたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

○18番（平塚英教） ありがとうございます。

○議長（佐藤昇市） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） ただいま上程中の一般会計補正予算から3点ほど質問をさせていただきたいと思います。順不同になるかもしれませんが、午前中の損害賠償の関係の専決処分の中で、市長がちょっと補正の中で1億有余の今回の補正の中で半分、5,000万円ちょい、道路にこの補正を充てましたという中から質問をさせていただきたいんですが。

道路維持費の中で、多分そのとき2,000万円から市道の傷んだ改良を重点的にやるんだというようなお話があったように記憶をしておりますが、この地域はどの部分でどのぐらいの事業量なのかということをお聞かせをいただきたい。

ページ数同じなんですが、片方では補正で対応しておりますが、その3の道路新設改良費の中で三角がついて同じぐらいの数字が事業を縮小したのか、やめたのか。補正で予算を減らしております。これは地権者の同意が得られなかったのか。あるいは何か障害があってこの事業を中止にしたのか。その辺の部分についても説明をいただきたいと思っております。

それと、同じページの商工費の中で、まことに勉強不足で申しわけないんですが、いかんべ関連施設の運営費ということで、数字は約60万円ぐらいなんですが、後ろを見ますと23ページですね、いかんべ準備室脇石倉解体工事、撤去工事というのがありまして、さて、この場所はどこで、この倉は市の倉なのか、誰のものなのか。あるいは何でこの倉を解体しなくちゃならないのか。その倉は平米数はどのぐらいなのか。これについてもお聞かせいただきたいと思っております。

さらに、もう1点ありますので、12ページ、総務費の中の8の企画でございます。負担金補助金の中で330万円、これ大きく補助金が入っておりますが、この補助内容、どこへどういう内容でこの補助金を9月の補正で突っ込むのか。この辺についてお示しをいただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） それでは、最初の質問なんですが、17ページの道路維持費ですね。この中で道路維持管理費3,531万4,000円と道路保全費3,400万円の内訳なんですが、道路維持管理費につきましては、市内の4地区に分けて維持管理を行っております。その4地区につきましては、各地区ごとに500万円の予算で2,000万円で先ほど

の道路の陥没とか、または水路の補修とか、そういうのを、どちらかというとこれは小さい工事ですね、そういうのを行っています。それに側溝の清掃などで500万円、支障木の伐採で500万円など全部で3,000万円予定しています。そのほか説明にもありましたように、融雪剤の散布機購入費、これは各4地区に分かれていますので4台を購入する予定です。4台で531万4,000円になります。

次に、道路保全費の3,400万円ですね。これは先ほどお話もありましたように、烏山の都市計画街路旭通り線といたしまして、初音地内ですね。これは烏山警察署の近くなんですが、初音橋からひふみの手前あたりまで342メートルの舗装のし直しです。これはセメント安定処理というような工法で行う予定です。

そのほか一の沢梶内線、これが上境で100メートルあります。これは舗装工事ですね。それに、道西馬場北線、これは野上ですね。舗装工事です。95メートルです。そのほかしのぶが丘支線1号線、これはしのぶが丘団地の中なんですが、野上地内の道路排水施設の改修です。50メートルです。それに、谷浅見東沢線、谷浅見地内の災害復旧です。道路の災害復旧10メートル程度です。

それと、その下にあります道路整備費の減額6,550万円なんですが、これは社会資本整備事業などで12月に予算に要望していたわけなんですが、国のほうの予算割り当てがかなり少なかったというようなことで、6,550万円ほど減額になっております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 私のほうからは、17ページの商工観光施設費の中のいかにべ関連施設運営費ということでございまして、この金額59万4,000円、23ページのほうにその事業名がいかにべ準備室脇石倉解体撤去工事ということでございまして、場所は熊田地区、今、農協下江川支所の脇にありますいかにべ準備室脇に大谷石でできた旧農協で使っていた倉を準備室とあわせて借りているものでございまして、大きさ的には2.7から3.6ぐらいの全て大谷石でできている施設でございまして、これが6月に突然脇の大谷石が崩れたということで、危険性があるので緊急に、とりあえずは申しわけないんですが、緊急的に全て壊して、このまま敷地に敷いているものでございまして、今回補正を取りましたらそれを処理するものでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 私のほうから、12ページの企画費、地域振興事業費の330万円の御説明をさせていただきます。

里山大木須を愛する会が都市農村共生・対流総合対策交付金事業で、宿泊型体験活動受入拠点施設整備ということで、母屋木造平屋206平米と、納屋木造2階の89平米、これを拠点整備をいたします。国庫補助金をいただきまして、事業費3,300万円のうち国庫補助金1,650万円、市上乗せ330万円でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） まず、理解したほうから申し上げますが、いかんべの関連施設については、旧下江川の村のところの役場の跡にあつたいかんべ関係の資料を入れておいた倉、だから、いかんべ関連で解体するというので理解をしました。せっかく大谷石で脚光を浴びている屋根もついているんですが、栃木大谷で出た石が非常にいいということで、ただ、地震にはもろいということで、多分これ、地震の関連でこういうふうになったのかなというふうに理解をします。これについては了解をいたします。

道路関係であります、大きく事業費が出るのは三百四、五十メートルを整備するその初音の関係であります、これについては、私どもは294バイパスとして一般の人は皆さんそう思っている。私もそう思っていたんですが、実はあの野上のアンダーがありますところから旧烏山の下を通ってずっと金井町を経由して294は今でも、あっちが国道なので、バイパスということで、いずれ国道昇格の運動をした経緯があるのかなのか、ちょっと忘れましたが、何であのバイパスとして国道として、あれをいまだに市道として市が維持管理をしなくちゃならないのか。市道だから市がやっているんだと言えればそれまでなんですが、なぜ国道に早くしてもらえないのか。何がネックなのか。

その辺について、これが国道だったらば、もう国でやってもらえばいい話なわけですから、ぜひ一般的にもう大型でも何でもどンドン初音は通っているんですよ。だから、ぼっこりいっちゃうんですから、あの道路が。いわゆる舗装の厚みもないし、どうしても粘土質、赤土といえますか、掘ればわかるんですが、あの辺は昔は湿地もかかっていたということで、とにかく路床が甘い。甘いというよりも浅いといえますか、舗装の下の部分の基礎の部分の部分がちょっと物足りなくて、ああいうふうに大型が通ると沈んでしまうから、だから、一旦は、つぎはぎの舗装でごまかすというわけではないんですが、やったんですが、それもだめになったということだろうと思います。その点について、国道昇格についてどういう考え方というか、進んでいるのか、これについてお聞かせ願えればと思います。

いかんべと資料、それはわかりました。

最後の古民家を改装しての大木須地区の里山整備だと思っております、これについてはもう予算もつけて事業をしているはずだと思っておりましたが、ここで330万円をつける。当初、な

ぜそれだったら、最初からこの市の部分の330万円を当初から入れていなかったのか。今回、330万円、里の守関係の事業、あっそう。にしても、ちょっと先行きの見通しが甘いんじゃないのかなと私は思えてなりません。もう1回丁寧な説明をお願いできればと思います。

以上であります。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 小森議員の質問2点あると思います。1点目が都市計画街路旭通り線と国道294号の交換ですね。これがなぜおくれたかという点について御説明させていただきます。3点ありました。

1点目は、都市計画街路旭通り線の底地が民地、登記になっていなかったという点がありました。そこにつきましては、地籍調査事業を入れて登記を完了しております。

あと2点目が烏山運動公園の下、国道294号線なんですけど、この歩道の改良がまだ終わっていないと。現在、終わっております。

それと3点目が、野上のアンダー、JR烏山線の下をくぐっている部分、国道294号があります。これの排水対策があと二、三年かかる見込みでございます。今のところ、その排水工事等が完了したら、国道294号線と都市計画街路旭通り線、これについては交換をするということで、今、烏山土木と着々と協議を進めている状況でございます。

2点目の里山大木須を愛する会の市の上乗せという件につきましては、里山を愛する会のほうから強い要望等もございました。大木須地区の熱意等も勘案して今回、9月補正で計上したということで御理解をお願いします。

○議長（佐藤昇市） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） この道路関係わかりました。現在ある国道が未整備のまま市道と国道をチェンジしちゃうと、事業費の中でリスクは市のほうが大きくもつようだから、当面整備が終わるまでは、街路の事業とチェンジをしなくて、きれいに終わった時点であまりお金がかからなくなった時点で国道にという考え方ね。これは賢い考えだなと思って、さすがだなと思って、今、感心して聞きました。

それで、あとは大木須でございます。住民の強い欲望といいますか熱望があれば、予算をつけてくれると、こういうスタンスでこれからも執行部は考えているのか。それは大木須に限らず、地域でそういう事業があった場合は、熱意を持って対応していただけるものと、私は今理解したんですが、どうですか。最後です。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 最後については私のほうからお答えいたします。

今、福田室長のほうから具体的な要望等お話がありましたが、やはりいろいろと支援ができ

るところは私どもはやっていきたいと思います。それはやはり意欲、情熱というのがあります。そういったところが強く、やっていただいて、そういったところを実績を残していただける。そういったところについては、でき得る支援はしていきたいと今後も考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） それでは、ただいま上程されております議案第1号について、今までの質問と同じようなあれですけれども、17ページの7款4目観光費の観光振興費70万円とありますけれども、これの中身について御説明をいただきたいというのが1点でございます。

それから、同じく7款の5目観光施設費、今、小森先輩のほうからも質問がありましたけれども、龍門ふるさと民芸館運営費15万4,000円とありますけれども、これ、運営費の場合であっても、修繕費の場合であっても、15万4,000円というのは、これは龍門ふるさとが指定管理されているわけですね。その中で20万円以内か30万円以内は、指定管理者が負担して、修理にしる、運営にしる、するような契約になっているのではないかと思います。この15万4,000円はその辺の部分とあわせて、どういうものに使ったのか御説明をいただきたい。

それから、龍門の滝周辺の施設管理費81万円の内容についてもお伺いをいたしたいと思っております。

それから、もう1点、これは補足でありますけれども、今、小森議員のほうから里山大木須を愛する会に300万円の補正をまたつけた。これ、どうせやるんだったら、当初からつけたらよかったんじゃないのかというような話でございますけれども、本当にこれ、今まで下境にあります大木邸とかああいうのも全部補助事業でやっているんですね。大木須についてもそうだと思います。特に、大学の先生とか何かのいろいろなレクチャーをいただいて、住民の方、一生懸命やっているわけでございます。

住民の方が一生懸命やるその努力は認めるんですが、あまりその宇都宮大学の先生とかそういう方に頼ってという語弊がありますけれども、そういう人のレクチャーを受けてやると、今度、その先生方が外れる、補助が外れると、地域の方々が自力でやっていけるだけのパワーがあるのか。また、いろいろなそういう補助金を投じた後、そういう施設を使って自力で運営する活力、能力があるのか。また、そういう具体的な計画を持つことができるのかということも真剣に考えてやっていかなくちやならないんじゃないかなと思います。

それと、やはりそういう補助金を出してお手伝いするんですから、市の担当課はその後の継続や発展についても寄り添ってしっかりやっていかないと、ただの補助金垂れ流しで終わっ

ちゃうというふうに私は懸念するんですが、その辺のことについては、この件については市長に見解を伺いたいと思います。

以上。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 後段の部分ですね。私からお答えいたします。

大木須、その前に大木邸のお話も出ましたけれども、大木須は100%、国土交通省の補助金で賄いました。今回の大木須地域につきましては、事業費3,000万円のうち2分の1が国庫補助事業ということになっております。そのようなところから、当初予算でというお話、ございましたけれども、前例に従いまして市の単独の補助金は当初予算ではつけなかったと。そういう経緯がございます。

しかしながら、大木須地域の「大木須ふるさとを愛する会」の情熱あるいは意欲、今までの実績等を勘案いたしますと、この会長様から強い要望が出されたわけがございます。それで330万円の補助を今回、補正をいただいた経過がございますので、このことはぜひ御理解をいただきたいと思います。

もちろんこういったところで、国、県の公金を使つての補助事業でございますから、市といたしましても、今言われている御指摘のように、そのような、ただお金だけを与えて、後はフォローしないというわけにはいきませんので、やはり官民挙げた形で郷土のこのまちづくりについては市が主導する形で、やはりかかわっていくべきだろうと考えております。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 私からは17ページの観光費について御説明申し上げます。

まず初めに、4目の観光費でございますが、実はこれは、当初においては健康福祉課のほうで健康福祉まつりのときに芸能大会をやるということで予算計上していたものを、今回、振り分けでございまして、実は15ページのほうに保健衛生総務費の中に当初70万円入っていました。保健衛生総務費のほうに70万円入ったものを、今回振り分けたというのがまず最初です。

なぜかと言いますと、一応6月の議会にもありましたように、観光振興策、観光事業を通してまちづくりを行うということでございまして、その中で市と友好都市になっております中で、豊島区との防災協定をやっておりますが、そこでの強化をしていくという話が持ち上がりまして、豊島区のほうに行つて、観光のほうを進めていこうということでして、このうちの商工観光課のほうで観光事業の一環として、今回この項目に入れ、豊島区の文化団体を招待して10月に開きたいということで、観光費のほうに計上したものでございます。

次に、観光施設費でございますが、龍門ふるさと民芸館運営費と龍門の滝周辺施設管理費で

すが、合計96万4,000円になっております。これが事業費ということで修繕を行うということでございまして、最初の龍門ふるさと民芸館は運営費ということではなく、ふるさと民芸館の屋根のといが壊れたということで、6月末のころから7月の雨で雨漏りがしたのかなと思います。そのといの修繕をやるための15万4,000円でございます。この金額につきましては、議員おっしゃるとおり指定管理を結んでおりますが、その中で基本協定の中で10万円、1件につき10万円以下のものについては指定管理を受けている観光協会がやるわけですが、今回、15万4,000円ということでございますので、この修繕については市が行うということでございます。

下の龍門の滝周辺施設管理費につきましては、龍門の滝、ふるさと民芸館の前を通った公園の前に偽木で塀があるわけございまして、その偽木が大分古くなって傷んできたということで、その中の危険な箇所とか偽木が落ちている部分、全体で計測しますと50メートルほどありますので、その傷んだ部分を今回修理するというので81万円ということでございます。

これにつきましては、補正予算が通りましたら至急修繕を行い、10月5日のねりんピックの吟行会場になっておりますので、それにあわせて至急修繕をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいまの課長の答弁でこの第5目観光施設費、龍門ふるさと民芸館の、これは運営じゃなくて修繕ですね、これは何で運営費と書くの。いかんべ関連施設運営費と書くから、何か事業運営に使うお金なのかなというふうに勘違いしちゃうんですよね。できれば修繕費と、これ書いちゃまずいんですか、これ。

それと、ただもう1点聞きたいのは、観光振興費が保健のほうの70万円を使わないので、こっちへ持ってきた。これを何とかってごちょごちょ聞こえたんですが、私、耳が悪いのでちょっと答弁が聞き取れなかったので、もう一度ゆっくり御説明いただきたい。

ねりんピックの……豊島区？ これはそう言われて、全く違う項目からぽんと持ってくることはできるんですね。その辺。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） もう一度説明させていただきます。

実は、観光費、この観光振興費の70万円は、当初は健康福祉課で健康福祉まつりを行うときに郷土芸能大会を行うということで計上していたものですが、実際行うにあたり、観光振興を含めて観光振興策を模索していたところ、友好都市そして防災協定を結んでいます豊島区と関係を調整した結果、豊島区のほうから郷土芸能の関係者を呼ぶことに話がまとまりましたので、

それについては観光振興の一環ということで、観光振興のほうでその事業を進めていくということになり、こちらの予算を移動したというか、観光費にかえて観光のほうで実施していくということでございます。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） これね、保健関係のあれから70万円こっちへ持ってきて豊島区の何……観光芸能？ 芸能人か何かに払うの。その辺よくもう1回説明して。

○議長（佐藤昇市） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 商工観光課長が予算の組み替えの話はされたとおりでございますが、この事業につきましては、10月25日、26日に市の文化祭が開催される予定となっております。その10月25日に芸能大会ですかね、毎年烏山公民館2階でやられていると思いますが、その場で先ほど豊島区池袋とありましたが、皆さま御存じのように、本市の旧南那須出身の本田実恵子さん、芸名で言いますとおりんさんというんですかね、この方に市にも多大なる寄附もいただいております。それから、豊島区とのそういう交流もございまして、ぜひおりんさんと呼んで、プラスまだ決まっておりますが、何名かの歌手の方も多分来ていただけるというふうに思いますので、その折を捉まえてぜひ市民の皆様方にもお聞きいただいて、この文化祭を楽しんでいただく。あるいは文化の醸成もあわせてお願いをできれば、こんなことで計画をしたところでございます。その経費でございます。

○議長（佐藤昇市） 休憩します。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時47分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。申し添えます。休憩時間は厳守でお願いします。

質疑はありませんか。

10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 簡単に2点ほどお伺いします。

総務費の教育長さんとサーバー室の間仕切りという項目がありますが、これは現在、おられるところを活用されるのかどうか、簡単に説明いただければと思います。

それともう1点、簡易水道のほうで294号線の向田橋とありますが、多分荒川橋の改築でも計画されているのかなと思うんですけれども、その付け替え工事と解釈するんですが、荒川橋でよろしいのかどうか。その2点です。簡単をお願いします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） ただいま23ページの財産管理費の中で南那須庁舎教育長室間仕切り新設工事、これが300万円でございます。それと、南那須庁舎サーバー室区画新設工事320万円ということで計上させていただきました。

現在の教育長室については仕切りがない状況で、一般職員等と同じようなところで執務をいただいているわけでございます。いろいろ教育長の場合は、大声でしゃべるわけにいかない内容等も多分に出てきますので、現在の場所を仕切りをさせていただく。そのようなことで計上させていただきました。

また、サーバー室につきましては、2階の生涯学習課と大会議室の間にサーバーがありますが、室ということがなく外にむき出しの状況であります。これにつきましては、烏山庁舎においては、1階の第4会議室、第5会議室の下のところですね、そこにサーバー室ということでエアコンで温度調整もさせていただいて、高温にならないようにということで管理しているわけでございます。これらについて、やはり今の場所を区切りまして、その暑さ対策等をしてサーバーの保守、安全性を高める。また、セキュリティの面からもそういうことで区切っていく。そのための工事でございます。

○議長（佐藤昇市） 大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） 先ほどの簡易水道の補正の件なんですけど、荒川にかかっている国道294号線の橋の、向田地内ですけれども、その橋でございます。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） わかりました。間仕切りということですから、大工事ではないと思いますけれども、市庁舎そのものが耐震の問題でちょっと基準を満たしていないという状況の中で、工事をやって、さらに数値的に悪くならないように注意されてやるんだと思いますけれども、その辺のことは心配しなくてもよろしいのでしょうか。あるいは強度的に強くなるようなところまで手をつけるのかどうかは多分ないと思いますが、そこら辺をお聞かせいただければと思います。

向田橋については荒川ということで、これは県のほうの仕事でしょうから、その付け替え等の費用の負担ということですね。わかりました。

以上。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 今、渡辺議員御指摘のように、耐震化に寄与するまでのことはございません。やはり最低限のということで、ただ、いずれにしても必要性のあるものですので、今回、取り入れさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（佐藤昇市） 8番洪井由放議員。

○8番（渋井由放）　　まず、民俗資料館のバックヤードについて、七合中学校を利用してバックヤードを建設する。これはどこからどこまでどのように使うかはわかりませんが、私の記憶の中では耐震化ができておまして、地元の皆さんが、いざというときはそこに避難をするんだというようなことがあったのではないのかなと、これは薄ぼんやりとした話でございませぬ。もしあったとすれば、こういうことをやるんだよと。皆さんはこういうところに避難してもらうんだよというのをきちんと理解してもらった上での進め方がしてあるのか。いや、もともとそれは記憶違いですよということなのかどうかということでございます。1つ伺いするのは。

もう一つは、16ページに13万9,000円の工事費になりますが、小白井用水の第1機場の付近に土砂が流出をしたということで、これ、林業関係のどうも水路があるようでございませぬ。あの程度の雨で土砂を流出するというのであれば、これは防災上も撤去だけじゃなく、今後流路口の整備、谷どめの整備、そういうようなものを昔の林務事務所といいますか、今の環境森林部の森づくり課ですか、そういうようなところと協議をして、そういうことが起こらないような抜本的な対策、そういうような方向に向かって進んでみたらどうかと、こういうふう思うわけなんですけれども、その2点、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市）　　清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫）　　ただいまの七合中学校の件ですが、七合中学校も本市の地域防災計画におきまして、指定避難場所として指定をさせていただいております。これらの今の御指摘でございますが、七合中学校の体育館とまた、今回の工事等については2階部分というようなことで、その残りの教室ですね、そちらが活用できれば、この地区においては七合小学校と七合中学校ということで2カ所がありますので、それらで対応できるのではないかと。そのようなふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤昇市）　　堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水）　　小白井関係ですが、議員御指摘のように、林道が水道、土砂道みたくなくなってしまっております。御指摘のように県北環境森林事務所並びに下には小白井用水第1機場等もございませぬ。土地改良さん、それから県北環境さんと協議しながら、御指摘のような対応をできるように協議してまいります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤昇市）　　3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史）　　2点ほど質問させていただきます。

まず1点、総務費、13ページ、14番防犯対策費、具体的にはこれは268万8,000円出ていますが、どのようなものかお聞かせ願いたいと思います。

もう1点、長年我々提案していた体育施設整備計画策定事業費、先ほど市長が武道館と仰っていただきましたので、これは武道館計画にあたりまして、計画が進んだことだと考えられます。このような委託料と書かれていますが、どのような計画でしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 13ページの総務費、説明のところの防犯対策費268万8,000円、この内容について説明をさせていただきます。

まず、2つ項目がございます。まず、空き家実態調査の業務委託ということで、これについては業者に委託して、市内全域の空き家の実態調査を行っていきたい。これで118万8,000円計上しております。これらの件については、詳細は今後一般質問等で3議員から質問が出ておりますので、説明は省略をしたいと思います。その予算がまず118万8,000円。

もう1項目です。これについては防犯灯の管理につきましては、自治体管理の防犯灯についても修繕等は市で行うということで、既に今年度500灯発注をしまして、LED化を進めております。現在、70%、80%近くLED化にしております。しかしながら、残りの蛍光灯等、個別で対応する修繕費ですね、これも修繕、単なる球交換ではなくて、全て球切れとかというものについてもLEDの電灯にかえております。それらの修繕費の予算が今年度100灯分ほど予定をさせていただいたんですが、既に予算が尽きかけているということで、予算としては75基分の修繕費150万円を要求させていただきました。その合計金額は268万8,000円でございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤新一） 質問にお答えいたします。

21ページの体育施設整備計画策定事業費でございます。議員から御指摘のありましたように、こちらのほうの事業の調査費でございます。南那須武道館につきましては、震災以降、現在まで休館をしております。大変利用者の方には御不便をおかけしていることを心からおわび申し上げたいと思います。

建設に適した用地の選考でございますが、まだ、実際のところ決まっておられません。今後、関係団体、あと利用団体と細かな調整検討を図りまして、適正な土地を選考を進めていきたいと思っております。

今回、要求させていただいたものは、その適正な土地が見つかりましたら適正な土地かどうかの調査を進めるための調査費をとらせてもらったものでございます。早急に実施計画のほう

の予算の要求ができるよう事業のほうを進めていきたいと思いますので、どうぞ御理解、御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 防犯対策のほうは理解させていただきました。ありがとうございます。

体育施設のほうは、これから土地を探すということの理解でよろしいでしょうか。まだ場所も全然決まっていない段階でという理解でよろしいでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤新一） 今、御指摘のありましたとおりでございます。今後、関係団体と利用団体とも協議を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） この前、子ども議会でも、子供のほうからも同じような要望があったと思いますので、これは早急にやっていただきますようよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 6番田島信二議員。

○6番（田島信二） 1点だけお伺いします。15ページの七合保育園の運営費というのがあるんですけど、これは遊技場の整備とか何とかと書いてありますが、これはコンクリにするんですか、板にするんですか。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 済みません、大変申しわけございません。今の御質問なんですけど、説明の欄に七合保育園運営費の62万9,000円でよろしいんでしょうか。62万9,000円の内容につきましては、まず、事業費の中の修繕料ということで、七合保育園の中に洗面台なんかがあるんですね。その洗面台の修繕とか、あと役務費の中でエアコンなんか故障しましたので、エアコンの点検とかブランコの撤去とか、エアコンの移設関係の費用のほか、備品購入関係でキーボックスを購入したり、保育室の扇風機が壊れましたので、扇風機を備品購入したり、ジョイントするすのこを購入したりということで、総額でこの件については62万9,000円という形になります。それでよろしいでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 6番田島信二議員。

○6番（田島信二） 23ページに遊戯室の床と書いてあります。この遊戯室をコンクリにするのか、板にするのか。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 大変失礼いたしました。この七合保育園施設整備費につきましては、当初で予算を組みました。当初の予算が……。遊戯室と給食室の床の改修ということで当初307万4,000円を予算化したんですが、実際にその遊戯室と調理室の床を直して接着剤で張りつけるという形の予算を組んだんですが、やはり遊戯室とか調理室の中は湿気があるということで、床のシートですね、ビニールのようなシートを接着剤では、また剥がれてしまうということで、接着剤のほかにまたビスのようなのでとめたり何かするような形で、同じ材料は使うんですが、湿気があるということで剥がれないような形にするために、今回、増額で43万4,000円を追加補正をしたという形になります。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤昇市） 6番田島信二議員。

○6番（田島信二） これ、今はコンクリになっているんですよね、遊戯室は。子供らが飛び上がったり何かしたときには、板とコンクリでは全然違うんですよね、子供たちに。危ないと思うんですよね、コンクリにしたのでは。ちゃんと板なら板にしてもらって、ちゃんと補修してもらったほうがいい。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 下がコンクリートで、その上に厚みのあるクッション性のシートを敷くような形。厚みがある関係で剥がれる可能性があるということで、剥がれないような形にするということで、今回、43万4,000円を補正したということで、一応クッション性のある厚さのあるシートを敷くという形になります。園児がけがしないようにということで。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 2点についてお尋ねをいたします。

まず、一般会計補正予算6款2項2目林業振興費172万円、元気な森づくり推進事業費665万円、この内容についてお伺ひいたします。

もう1点は、先ほど聞き漏らした点なんですけど、第8款第2項第3目の道路新設改良費ですね。5,730万円及び3,640万円、国、県支出金並びに地方債が減額になっていますが、この原因をちょっと確認をさせていただきたいと思ひます。

○議長（佐藤昇市） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） まず、1点目の林業振興費関係でございます。2項目ございまして、主なものは今、数々出てきております林地開発許可申請に関する委託業務でございます。中身的には林地開発の際の数量計算とか流量計算、そういうものが素人職員の中でチェック機能も若干欠けている部分もありますので、そういう数量計算的な確認をしていただくために、栃木県の技術センターとかそういうところにお願ひしたいなということで、予算計上してございます。それが158万1,000円ほどですが。

あと1点、13万9,000円は、先ほど渋井議員から御指摘のありました林道の水路の関係の土砂の撤去費用になってございます。

それから2点目の元気な森関係ですが、これらにつきましては、小倉体験村で115万円、これは里山整備関係ですね。それから、野上のすくすく保育園の西側、そのがけがありまして、その下は水田と江川になってございますが、あの辺にもイノシシが出没しております。それらを駆除までいかないんですが、環境整備することによって出づらくなるというか、荒し回るのが減るんじゃないかということで、今回、元気な森で竹やぶ等々を、これは6ヘクタールほど考えております。小倉が18.6ヘクタール。

それからもう1カ所、下川井なんですが、5ヘクタールですが、シモツケコウホネがあります。その東になるんですかね、下中のほうの土手といいますか道路のその部分がかかなり荒れておりますので、これらは県のほうでもぜひシモツケコウホネの関係もあるから、ぜひやってほしいというようなことがございまして、今回、この元気な森の中に入れて5ヘクタールほど整備するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） 2番目の質問にお答えします。

17ページの道路新設改良費ですね。これでかなりの金額が減額になっているわけなんです、そのわけというのは、先ほど申しましたように、当初設計を組んだときはこちらの要望というような形で予算計上されていまして。国のほうからの割り当てが現在来まして減額されたというのが大まかな内容なんです、社会資本整備総合交付金というのと、防災安全交付金というのを現在利用していまして、那須烏山市ではその中で、快適な社会基盤整備という項目で要望しています。

あと防災安全交付金のほうは、地域におけるインフラ再構築及び生活空間の安全確保というような防災安全対策なんです、これだと割当額が少なくなっているというようなことですね。このほか、項目としては異常気象時における道路利用とか、子供たちの安全を確保する通学路とか、生命、財産の安全と安心を守る防災耐震対策とか、違うメニューがあるわけですが、那須烏山市はそれに該当する路線がなかったということで、割り当てのほうも少なくなっているような状況になっています。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） まず、林業振興費及び元気な森づくり推進事業費について再質問しますが、午前中、久保居議員の質問にあったように、荒川小学校の西側はいわゆる広葉樹なん

ですね。北側に荒川小学校の通学路があります。そこに針葉樹が通学路に覆いかぶさっているんですね、両側から。あそこはかなり危険で暗い。そういう箇所がございます。したがって、そういうところをこの森づくり推進事業費でカバーできないのかどうか。その点をお伺いいたします。

道路の改良費につきましては、結局、那須烏山市においては該当する道路がなかったということで減額になったわけですね。そう理解してよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 荒川小学校脇の部分につきましては、議員御存じのように元気な森も計画的な年次計画で行っております。先ほどの御質問にもありましたように、危険箇所と思われるようなところについては、路線並びに地域を再度検討しまして、地域の中を含めて整備をしていくような方向で検討してまいります。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 道路のいわゆる支障木ですね。これは地主にとっても費用の負担を要する事業になりますね。そのために切れないんですよ。大型クレーンを使うと大体1本当たり10万円ぐらいかかりますから。ですから、その負担を誰がするか。どこですか。これをはっきりこれから示していかなければ、この安全は確保できないんじゃないかなと思っています。

○議長（佐藤昇市） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 元気な森でやりますと、地権者との協定等々も必要になってきてございます。ですから、補助事業で税金が跳ね返ってくるわけですけれども、そういうもので安全確保ができれば、これは一番いいことだなと思いますので、先ほど申しあげましたように、地域のエリアの追加といいますか、そういうことで対応できればなるべく早目に対応していきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 休憩します。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時16分

○議長（佐藤昇市） 5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） 土木費におきます公園費についてお伺いします。都市公園管理費に追加されました項目と内容について教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤新一） 18ページの土木費の中の都市公園管理費について、質問にお答えいたします。

こちらのほうは大桶の運動公園関係の管理費でございます。大桶の運動公園の芝刈り、公園を管理するための芝刈機の修繕と、あと定期検査によりまして火災報知器のほうのふぐあいが見つかりまして、こちらのほうの修繕費、両方で23万3,000円の今回補正でございます。以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 副市長から2点、農政課長から1点お伺いをいたします。もう既に同僚議員から質問のあったところではありますが、私の聞きたいところとは全く別な部分での質問答弁でありましたから、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、副市長、10款6項の21ページです、ここに体育施設の整備計画策定事業費として267万円、これは当初でも14万6,000円ほどとっておりますが、先ほどの質問に対しての答弁ですと、用地の調査費というような答弁でしたが、これを見れば整備計画の策定費用ですね、これは多分業者に委託をするのではないかと私は思っています。

私も、同僚議員からもこれは何度も再三にわたって皆さんも執行部のほうに要望しているんですが、こういった事業の策定費、これをなぜ皆さん、課長さんができないのか。私は不思議ではないんですよね。これは技術的なものはやむを得ないとしても、こういうものは事務的なものじゃないですか。

私も皆さんと同じような立場にもとあってね、こういった事業計画をみずからつくる、そして、その計画に基づいて予算を要求する。それで実施をする。それで実施権を得る。それが皆さん、市役所の職員の最高の喜びじゃないかと思うんですよ。それをこういった事業の計画を業者に任せなんていうことは、全くもって私には理解ができません。これはどうしてこういうことを続けているのか。改善できないものかどうか。これは副市長に1点お伺ひします。

それともう1点も苦言を呈したいんですが、前のページに戻りまして、さっきも久保居議員からも質問がありましたが、商工費の中の石倉解体費ですね。ここでは、いかんべ関連施設の運営費となっております。しかし、23ページを見れば、実は石倉の解体費ですね。なぜもう少し質問しなくても、この17ページを見れば一目瞭然わかるような記載の仕方ができないのか。このことも私もう既に記憶があるだけでも2回言っていますよね。きょうで多分3回目ではないかと思っています。ぜひこれは改善するように副市長、努力してください。お願ひをしたいと思います。

それに関連して、私、ちょっとお伺ひしたいんですが、この石倉というのはもとは下江川村役場の重要な書類の保管庫でした。例えば戸籍簿とか犯罪簿とか土地家屋の調査とかしたもの

ですね、そういった台帳類、重要な書類を火災から守るためにここへ保管をしていたんですが、今この庁舎の中に、そういった防火対策の整った書庫というものはあるんでしょうか。担当課の課長に御答弁をいただきたいと思います。

それにもう1点、これは農政課長に、これも高田議員が今質問したところなんですが、16ページの元気な森づくり推進事業、今回660万円の予算を計上してあります。これは当初でも2,000万円少々計上してありまして、合わせて2,736万4,000円の予算計上になりますね。

そこで私、お伺いしたいことは、市民の皆さんが市県民税の均等割の中で元気な森づくり県民税として1人当たり700円納めていますね。それ以外に企業も納めているわけなんですが、こういった元気な森づくり県民税として那須烏山市は幾ら納めているのか。それに対してことはこれ、2,736万4,000円の補助金が交付になるんですが、これは多いのか少ないのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） まず、第1点目の体育施設整備計画の策定事業費の関係であります。先ほど生涯学習課長が内容等については説明したとおりでございます。なぜ、業者委託、職員ができることもあるんじゃないかということでございまして、まさにそのとおりでございます。私どものほうでは各課それぞれ計画を策定するにあたりましては、職員ができるものについては職員がやるということでの指導といいますか、そういう予算どりもしてございまして、どうしても業者に委託しなければならない専門的な分野も当然伴ってまいりますので、この辺については委託という形で予算どりをさせていただいておりますので、御理解をいただければというふうに思っております。

なお、予算の説明の欄の問題だと思っておりますけれども、こちらについては総合政策課長がよろしいのかなというふうに思っておりますけれども、これは予算差引上のシステムの関係もありますので、年度中途での説明の付記を変更するということについてはどうなのか。ちょっと私、そんなふうには思っておりますので、もし、この辺について詳細については総合政策課長のほうから、もし説明していただければよろしいかなというふうに思っておりますので、お願いします。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、予算書の説明欄につきましては、予算の編成が現在、各事業ごとに予算の編成をしております。その事業ごとの名称がこの説明の欄に載ってくるような形で予算書を作成してございますが、現在、決算書につきましても、各事業ごとに予算の執行の内容の説明をさせていただいております。

この説明欄につきましては、予算書のボリュームも関連しますけれども、当初予算からずっと事業ごとの説明ということでこれまで統一させていただきまして、その詳細につきましては、予算の概要書の中に、例えばその大きな事業の中にどのような細かい事業が入っているかというのは、当初予算の際に一覧表でお示ししているところがございますので、こちらのほうを御参照いただきたいと思いますと思いますが、内部で再度、その説明の欄の記載の仕方については検討させていただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 元気な森関係でございますが、事業の関連がございますので税務課長のかわり、私のほうでお答えさせていただきます。

個人の所得関係の元気な森県民税はおおむね960万円になってございます。それから、法人関係で310万円ということになってございます。それらに対しまして議員御指摘のように、2,700万円、2,800万円の事業をやっているわけですので、約倍の金額が来ているということで御理解をいただきたいと思います。

これは都市部については元気な森の活用をする場所がないとかということで、使わない市町もあるのかなと思いますが、うちのほうは幸か不幸かそういう場所がふんだんにありまして、これから整備しなくちゃならないところも、先ほど高田議員の御指摘のようなどころもまだまだございます。

ですから、希望しまして、なるべく多くの栃木元気な森づくり県民税の有効活用を図ってまいりたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 文書の保管について質問がありましたが、現在、私のほうでは2カ所文書保管庫ということで使っております。まず、1つは南那須庁舎、こちらの前、駐車場の線路沿いにあります下が公用車の駐車場となっております、その2階部分です。それともう一つ烏山庁舎においては、奥に職員休憩室、2階部分あるかと思いますが、その1階部分が文書保管庫になっております。なお、そちら両方とも防火対策、また湿気の問題ですね、そちらの対策が十分かと言えば、十分でない状況ではございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） まず、1回目の例の計画書の策定ですね。ぜひこれから積極的に課長を中心に担当課で取り組むように、努力するように御期待を申し上げたいと思います。

それに、さっきの石倉解体、わかりづらい。これは皆さんのほうはそのような電算処理をしているかもしれませんよ、項目上。しかし、我々議会に提出するここではもうちょっとわかり

やすい説明にさせていただきたい。そういうわけでありますから、これから、研究してください。よろしくお願いをしたいと思います。

それに農政課長、先ほどの答弁によりますと、那須烏山市の住民、これは法人を含めて支払っているのがおよそ1,300万円で、いただいているのが2,700万円ですからおよそ倍の補助金をいただいていると。そう理解してよろしいわけですね。去年のこれから提案になりますが、決算書を見ても、いただいているのが2,000万円、支払っているのがおよそ1,000万円ぐらいかなと私は考えたんですが、わかりました。結構です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、議案第1号から議案第5号までの5議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第10 議案第1号 平成26年度那須烏山市一般会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第2号 平成26年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第3号 平成26年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第4号 平成26年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第5号 平成26年度那須烏山市水道事業会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第8号 曲畑辺地に係る総合整備計画の策定について

○議長（佐藤昇市） 日程第15 議案第8号 曲畑辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第8号 曲畑辺地に係る総合整備計画の策定について、提案理由の説明を申し上げます。

曲畑地区に係る公共的施設の整備につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政庁の特別措置法に関する法律第3条第1項の規定に基づき、合併時に旧南那須町から引き継ぎ実施をしております。この計画は5年ごとに見直しをすることになっておりますが、平成26年度をもって計画が終了することから、引き続き平成27年度から平成31年度までの5カ年間の期間で総事業費4億500万円により、市道田野倉曲畑線の道路整備を図るものであります。

この総合整備計画が国総務省及び栃木県に認められることによりまして、事業実施の財源と

いたしまして辺地対策事業債、充当率100%の借入れが許可をされまして、さらに元利償還金の80%が地方交付税措置されるという有利な制度であります。

詳細につきましては、総合政策課長から説明をさせたいと思いますので、何とぞ慎重審議の上、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、命によりまして、曲畑辺地にかかわります総合整備計画の策定につきましての詳細説明を申し上げます。

2枚目の総合整備計画書につきまして、御説明をさせていただきます。辺地の中心の位置につきましては記載のとおりでございます。辺地の点数については169点となっておりますが、この詳細は後ほど御説明をさせていただきたいと思っております。

2番目の公共施設の整備を必要とする事情等でございますが、（1）の辺地の地勢、（2）の住民の日常生活の現況につきましての記載でございますが、こちらにつきましては、この計画を策定するための根拠となっている法律の中で、辺地の定義でございますが、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活水準が著しく低い山間地等ということになってございまして、辺地とその他の地域との間における住民の生活水準の著しい格差を是正するために、有利な機会を活用して道路等の公共施設を整備することがこの法律の大きな目的でございますので、常々御指摘を受けるところでございますが、このような表現となっておりますことを御理解をいただきたいと思っております。

曲畑地区の生活道路でございますが、集落道の幅員が狭いために緊急時の患者輸送や通勤、通学に支障を来しているということから、これらを解消いたしまして曲畑地域住民の生活向上を図るために本事業を実施するものでございます。

次に、公共施設の整備計画でございますが、本計画につきましては、平成27年度から平成31年度までの5カ年間の計画でございます。総延長が1,000メートル、幅員10メートル、総事業費が4億500万円を予定してございます。うち辺地対策事業債4億円を充当することといたしております。

次のページをごらんいただきたいと思っておりますが、参考資料といたしまして辺地度点数の算定表のほうを添付させていただきました。曲畑辺地の中心地、これは市道曲畑田野倉線と県道宇都宮向田線の交差する信号機のある地点が地区の中心地ということになりますけれども、この中心地から小中学校、それから市役所等の主要な公共施設までの距離を総務省令のほうで定めております。それらの係数を用いて点数化したものでございます。

総務省令では、この点数が100点以上という基準がございまして、曲畑地区については

169点でありまして、辺地の要件を満たすものでございます。

3ページについては、この曲畑辺地の略図を表示したものでございます。なお、本件につきましては、既に県との事前の協議を終了しております。本年6月11日付をもちまして、栃木県知事より異議なしの回答をいただいているところでございますので、あわせて御説明させていただきます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） この文章にも書いてあるように、辺地債の条件として場所は地理的には劣悪な地点であるとされていまして、議長もそのようなところに住まわれているわけなんです。ところで、まじめなお話をします。今回、1,000メートルを予定しておりますが、この辺地債で整備できるのがこの1,000メートルでおしまいなんではないでしょうか。これ、どの辺が1,000メートルで終点になるのか。そうしますと、多分まだこの総幅7メートルで整備できない部分があるのではないかと思います。最後は山中交差点まで田野倉曲畑線は続くわけなんです。その辺のところは調査されているのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） 今回は曲畑と八ヶ代の境でありまして、曲畑のほうへ行く道路、寒気沢というところなんです。そこから山中入り口とこちら、荒川小学校のほうへ抜ける道路の境目があるんですが、東山にです。その1キロ区間についての辺地債なわけですが、その後、山中入り口までは、今回の辺地債の申請以外に1.4キロぐらい残っています。そこまでこれは5年間計画ですが、その後、また、大体5年間ぐらいはかかるんじゃないかなと思いますが、それだけ費やして山中入り口までつなぐ予定になっています。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） そうしますと、辺地債で整備をできるのは今回の1,000メートルで終わり。多分今の説明ですと、ちょうどあの頂上付近でしょうかね、それから、今度は山中の交差点に向けては、これはまだ別な補助事業になるかどうか、別な事業で整備をする。そう理解してよろしいわけですか。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） ちょっと説明が悪かったのかもわかりませんが、その東山の頂上付近で二股に分かれるところまでが今回の計画なわけですが、その先、山中入り口に車で1.4キロぐらいの下り坂というか、それについても同じ辺地債でやる予定にしています。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 私も応援します。ただ、ちょっと質問、これは全然本件に関係ないんですけど、このようなへき地度を図る物差しという考え方がすごくわかりやすくていいなというふうに思いまして、本当にへき地だということと、人数がどのくらいいるかというやつも全部考慮されて点数が出てくるということで、すごくこれ、一般の人たちに説得力があるなという、こういう物差しが必要だなというのを本当に感じました、予算をとるときですね。

それで、これはそういうことなんですけれども、質問としては、ワーストワンが曲畑だというのは議長に申しわけないんですけれども、逆にワーストスリーなんていうのはどこだというのはちょっと知っておきたいなと思ったんで、わかったら教えてください、ワーストスリーかワーストファイブか。断トツにここが一番点数がいいのかというのが、その辺わかったら教えてください。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 今、ワーストというような辺地度点数の高い辺地ということではよろしいでしょうか。那須烏山市には現在、12地区の辺地がございますが、その中で事業を実施しているのはこの曲畑辺地地区でございます。点数の高いのが、この曲畑辺地のほか、小白井辺地、曲田辺地ですかね、そういった外周部の地域の点数がどうしても高くなるんですが、これは高くなる要因としましては、主要な公共施設に行くのにあたって公共交通が使える地域でありますと、点数があまり上がらないといいますが、点数が低いんですね。公共交通が使えないで自家用車であるとか、自転車であるとか、そういった交通機関で公共施設に行かなければならない地域というのが辺地度点数の高い地域ということになります。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 今、南那須地区かというのはちょっと違和感も多少あるんですけども、烏山地区でもかなりそういうところはあるんじゃないかなというのは、やはり我々心しておかなければいけないんじゃないかなというふうに思いますので、参考にしてもらえたいです。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第15 議案第8号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第9号 平成25年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（佐藤昇市） 日程第16 議案第9号 平成25年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第9号 平成25年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成25年度水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主な内容は、平成25年度水道事業決算書の損益計算書において、当該年度純利益は2,001万924円ありますが、この約1割相当となります200万円を減債積立金に積み立

て、未処分利益剰余金の当該年度末残高1億3,254万4,833円から減債積立金を差し引いた1億3,054万4,833円を次年度へ繰り越すものであります。何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第9号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 4時00分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。日程第17 認定第1号 平成25年度那須烏山市一般会計決算の認定

についてから、日程第25 認定第9号 平成25年度那須烏山市水道事業決算の認定については、いずれも平成25年度決算でありますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第17 認定第1号 平成25年度那須烏山市一般会計決算の認定について
 - ◎日程第18 認定第2号 平成25年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について
 - ◎日程第19 認定第3号 平成25年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について
 - ◎日程第20 認定第4号 平成25年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
 - ◎日程第21 認定第5号 平成25年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について
 - ◎日程第22 認定第6号 平成25年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
 - ◎日程第23 認定第7号 平成25年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について
 - ◎日程第24 認定第8号 平成25年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定について
 - ◎日程第25 認定第9号 平成25年度那須烏山市水道事業決算の認定について

○議長（佐藤昇市） よって、認定第1号から認定第9号の決算の認定については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました認定第1号から認定第9号までの提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号 平成25年度那須烏山市一般会計及び特別会計決算の認定についてであります。平成25年度は、市総合計画「みんなの知恵と協働による“ひかり輝く”まちづくり」の実現

のために、新たに策定をされた後期基本計画の施策実現を目指し、持続可能な財政基盤の確立を図るため、限られた財源の計画的な活用に努めることを基本としながら、予算の執行にあたってまいりました。

一般会計当初予算117億3,100万円の予算編成を行い、市民の安全、安心を柱とした教育、福祉、環境など市民目線、市民の生活優先を基本といたしまして各種事業の展開をしてまいりました。

さて、平成25年度の決算状況がまとまりましたので御報告を申し上げます。

歳入であります。自主財源の柱であります市税収入につきましては、若干景気回復の兆しが見えてきたものの、依然として個人所得の減少、企業収益の伸び悩み等が続いている状況であります。地方交付税につきましては、特別交付税のうち、震災復興分の交付などもありまして一定の額は確保できたところであります。

市債につきましては、主に消防庁舎整備、道路整備等に合併特例債を活用いたしましたが、昨年度の学校給食センター整備等の終了により減額となっております。

歳入におきましては、今後さらなる自主財源確保のために税の収納対策等になお一層努めてまいりたいと思います。

歳出では、合併特例債事業を活用した道路整備、また3月に完了いたしました消防庁舎整備、あわせて昨年度の繰越事業であります道路整備等に取り組んでまいりました。

さて、東日本大震災に係る復旧事業は、おおむね完了したところでございますが、長引く景気の低迷、少子高齢化の進展等、これからの本市の財政運営はますます厳しくなっております。

今後は平成25年度に策定をいたしました、市の中長期財政計画に基づきながら、財政運営の健全化に努めながら、市総合計画後期基本計画や公共施設再編整備計画との整合性を図り、無駄のない確実性のある事業の推進を行ってまいりたいと考えております。

平成25年度一般会計の決算状況は次のとおりであります。歳入総額126億62万4,133円、前年度費15億1,002万3,000円、10.7%減。歳出総額121億60万3,105円、前年度比14億4,510万円、10.7%減。歳入歳出差引額は5億2万1,028円、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして1,381万2,000円、実質収支額4億8,620万9,028円。

決算処分といたしまして、財政調整基金への積立額1億5,000万円、市有施設整備基金への積立額1億5,000万円、平成25年度の純繰越金が1億8,620万9,028円あります。これは予算額に対する収入割合は101%でございまして、支出割合は97%でございます。

ここで、歳入歳出の状況につきまして主な内容を御説明申し上げます。歳入についてであります。市税は31億314万1,000円、対前年比1億1,916万9,000円、4.0%の増額となりました。これは固定資産税滞納繰越分の増収などが要因であります。

また、地方譲与税は対前年比4.5%の減、ゴルフ場利用税交付金は25.3%の減額となっております。地方交付税につきましては、特別交付税のうち、震災復興特別交付税分の交付などもございまして、対前年比3,381万2,000円、5.6%増の47億5,600万1,000円となりました。

なお、本市におきましては、合併団体のために平成27年度までの10年間、特例措置としたしまして、一本算定と合併算定替を比較して有利な額が交付をされております。

国庫支出金であります。学校給食センター等の公立学校施設整備補助金等の減によりまして、対前年比2億1,071万3,000円、15.5%の減額となっております。

県支出金は、事業費補助金等の減によりまして、対前年比5,238万5,000円、5.7%の減額であります。

繰入金であります。財政調整基金等の取り崩しを行わなかったため減額となりました。

市債は、教育費の減など、対前年比7億7,987万円、35.6%の減額であります。

次に、歳出であります。1款議会費は、議員報酬の減によりまして、対前年比630万9,000円、4.2%の減額となりました。

2款総務費は、財政調整基金積立金等の減によりまして、対前年比7,646万1,000円、4.4%の減額となりました。

3款民生費は、子育て支援、子ども医療費助成、高齢者及び障害者福祉支援対策等、引き続き充実に努めたところがございますが、対前年比1億2,478万5,000円、3.8%の増額となりました。民生費につきましては全体の28.0%を占めておりまして、総額33億9,134万8,000円であります。

4款衛生費は、水道事業会計繰越金やじんかい収集処理費、し尿処理費、病院費など広域行政事務組合の負担金、浄化槽設置整備費及び予防接種、健康診査事業費などありますが、対前年比2,814万9,000円、2.1%の増額となりました。

5款労働費は、雇用対策事業の減額により、対前年比387万8,000円、78.7%の減額となりました。

6款農林水産業費は、繰越事業であります東日本大震災農業生産対策事業費の減により、対前年比2億466万4,000円、35.6%の減額となっております。

7款商工費は、中小企業への資金貸付事業の増によりまして、対前年比3,254万6,000円、9.7%の増額となりました。

8款土木費は、対前年比8,218万4,000円、7.0%の減額であります。繰越事業の5路線、鴻野山小倉線、大桶小志鳥境線、月次南大和久線、野上下境線、滝愛宕台線につきましては、全て完了いたしました。合併特例債を活用した道路整備は繰越分を含めて15路線、公共事業等債は1路線、辺地債1路線に取り組んでまいりました。

9款消防費は、消防庁舎建設に伴う広域行政事務組合の負担金の増によりまして、対前年比2億2,013万7,000円、22.7%の増額となりました。

10款教育費は、学校給食センター整備等の減によりまして、対前年比11億8,170万5,000円、50.8%の減額となりました。

11款災害復旧費は、農地農業用施設災害復旧事業費の減により、対前年比3億194万円、85.4%の減額となりました。

12款公債費は、市債元利償還金が13億4,982万6,000円、対前年比642万4,000円、0.5%の増額となりました。なお、平成26年3月31日現在の市公有財産であります土地、建物、山林、出資による権利、物品の状況、基金残高の状況等につきましては、決算書に付属資料として添付をいたしました財産に関する調書のとおりであります。

認定第2号 平成25年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険の運営は年々厳しくなっておりますが、国民健康保険財政の健全な運営に意を用いながら、地域住民の医療の確保と健康増進に努めてまいりました。平成25年度の平均世帯数は5,040世帯、対前年115世帯減、平均被保険者数は9,376人、対前年298人の減であります。

国民健康保険特別会計は、事業勘定と診療施設勘定の2つの勘定がございますので、まず、事業勘定から御説明を申し上げます。平成25年度の決算額は、歳入決算額が36億4,632万3,571円、歳出決算額が34億6,331万5,226円、歳入歳出差引残額は1億8,300万8,345円でありました。このうち1億円を国民健康保険財政調整基金に積み立てを行いました。

歳出の主なものは、保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金であり、歳入の主なものは国民健康保険税、国、県支出金、前期高齢者交付金及び繰入金等でございます。

今後も厳しさを増す国民健康保険財政ではありますが、国民健康保険税の適正賦課及び収納率向上対策並びに医療費適正化の推進になお一層努力し、健全な運営を図ってまいる所存であります。

次に、診療施設勘定であります。歳入決算額は1億6,216万5,405円、歳出決算額は6,791万5,961円、歳入歳出差引残額9,424万9,444円でありました。診療収

入は、前年度に比べ9.8%の減でありまして、患者数は12.8%の減であります。診療所が地域住民の医療の確保と健康増進に果たす役割は大きく、各位の御理解と御協力を賜りながら、今後とも健全運営に努めてまいる所存であります。

なお、本案は、先般的那須烏山市国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりとの答申を得ております。

次に、認定第3号 平成25年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。熊田診療所の運営は、地域医療の充実を第一に考え、健全運営に努めてまいりました。

平成25年度の決算額は、歳入決算額が5,340万7,830円、歳出決算額が4,604万6,329円、歳入歳出差引残額は736万1,501円であります。このうち500万円を熊田診療所運営基金に積み立てました。

診療収入は、前年度比11.1%の減、患者数は8.6%の減であります。診療所といたしまして地域住民への果たす役割は大きなものがあります。今後とも経営努力を惜しまず、健全経営できるよう努めてまいる所存であります。

認定第4号は、平成25年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。後期高齢者医療制度は施行から6年を経過し、制度に対する理解も深まり、運営も安定してきたところでございます。平成25年度の決算額は、歳入決算額が3億1,556万5,915円、歳出決算額が3億1,251万3,107円、歳入歳出差引残額は305万2,808円であります。

歳入の主なものは、保険料及び一般会計繰入金でありまして、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金であります。今後も制度の円滑な運営を図るために、広域連合との連携を図り、市民への広報周知や円滑な窓口対応に努めてまいる所存であります。

認定第5号は、平成25年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。介護保険は第5期介護保険事業計画の2年目といたしまして、介護及び支援サービスの給付、地域支援事業の充実に取り組んでまいりました。

平成26年3月末現在の要介護及び要支援認定者数は1,457名でありまして、前年同期と比べまして1.7%の増加となっております。このうち、1,200名、82.4%がサービスを利用いたしております。在宅サービスの利用者が78.4%、施設サービス利用者は21.6%という状況でございます。

平成25年度の決算額でございます。歳入決算額が24億326万4,380円、歳出決算額が22億5,931万3,292円、歳入歳出差引残額は1億4,395万1,088円あります。このうち、1億円を介護保険財政調整基金に積み立てております。また、予算額に対す

る執行率は、歳入が100.7%、歳出が94.7%であります。

歳入の主なものは、保険料、介護給付費の国、県負担金、支払基金交付金、繰入金であります。そのうち介護保険料の収入済額は4億7,436万2,813円、収入未済額は629万2,850円で、収納率は98.6%であります。

国庫支出金、県支出金、介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金、交付金として交付をされたものであります。支払基金交付金は第2号被保険者の納付保険料が、介護給付費交付金及び地域支援事業の介護予防事業交付金として交付をされたものであります。繰入金は市負担分及び職員給与費等を一般会計から繰り入れをしたものであります。

歳出の主なものは、総務費が職員人件費、電算処理業務委託料、介護認定時の主治医意見書作成委託料、認定審査会運営に伴う諸費用であります。保険給付費は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、低所得者の方を対象とした特定入所者介護サービス等費、高額介護サービス等費でございます。

地域支援事業費は、介護予防事業費及び包括的支援事業・任意事業費として支出をいたしております。諸支出金は、前年度実績による国、県等負担金、返還金及び第1号被保険者の死亡及び転出に伴う介護保険料の還付金であります。

全国的に高齢化が進展する中、本市におきましても急速な高齢化とともに、要介護認定者数の増加、それに伴う保険給付費の増加が見込まれております。高齢者が住みなれた地域で能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センターを中心にサービスの一体化を進めながら、介護予防事業の充実に努めるとともに、高齢者や高齢者を取り巻く地域の実情などを反映させた利用しやすいサービス体制の実現に努めてまいり所存であります。

認定第6号は、平成25年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。農業集落排水事業は、農村地域の生活環境の改善及び快適な水環境を保全するために、興野地区において平成12年1月に供用開始し、以来、施設の適正な維持管理及び水洗化率の向上に努めてまいりました。平成25年度末現在の水洗化率は85.26%であります。

平成25年度の決算額は、歳入決算額が5,717万2,365円、歳出決算額が5,430万5,872円、歳入歳出差引残額が286万6,493円であります。歳入の主なものは、農業集落排水使用料、分担金、一般会計繰入金、市債等であります。歳出の主なものは建設事業に係る地方債の元利償還金、水処理センター施設の維持管理費等であります。

次に、認定第7号 平成25年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共水域の水質保全を目的に、南那須地区では特定環境保全公共下水道が平成10年3月に、烏山地区で

は公共下水道が平成15年3月に供用を開始いたしました。

平成24年度に事業計画を見直し、烏山地区、南那須地区を合わせた全体計画を86.4ヘクタール削減をいたしまして249.6ヘクタールといたしました。そのうち、平成26年3月末で164.1ヘクタールの整備が終了し、整備率は65.7%であります。

平成25年度は、下水管渠の整備と施設の適正な維持管理、水洗化の促進事業等に努めてまいりました。

平成25年度の決算額は、歳入決算額が3億9,901万1,426円。歳出決算額が3億7,269万2,069円。歳入歳出差引残額は2,631万9,357円であります。

歳入の主なものは下水道使用料、受益者負担金、国庫補助金、一般会計繰入金、市債等であります。歳出の主なものは、烏山処理区における拡大区域の管渠整備を継続するために、基礎資料を作成する実施設計業務委託料、水処理センターの維持管理費、管渠更新工事費及び建設事業に係る地方債の元利償還金等であります。建設改良は、舟戸マンホールポンプ場の建設工事、烏山処理区における管渠更新工事、水処理施設の修繕等であります。

認定第8号は、平成25年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。建設改良は、水道水の安定供給を図るために、興野地内の配水管布設工事を実施いたしました。また、向田、興野、境簡易水道施設の電気設備等の点検業務を実施し、設備保全に努めてまいりましたが、有収率は前年度比4.6%下がり82.3%であります。

平成25年度の決算額は、歳入決算額が1億1,355万532円、歳出決算額が1億534万3,689円、歳入歳出差引残額は820万6,843円であります。

歳入の主なものは水道使用料、一般会計繰入金、前年度繰越金等であり、歳出の主なものは、職員人件費、簡易水道施設維持管理費、水道整備費、市債元利償還金等であります。

認定第9号は、那須烏山市水道事業会計決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。経営的面では、有収率の向上を目的に老朽化した配水管、給水管を今後計画的に更新するべく、老朽管更新計画策定業務を委託いたしまして、更新計画策定のための基礎資料を作成いたしました。

収益の面では、給水人口の減少などによりまして給水収益が減少いたしました。また、水道料金の未納対策を継続的に実施をしてまいりましたが、現年度分の収納率は前年度と変わらず99.0%となりました。

建設改良では、県の主要地方道那須烏山矢板線道路改修工事に伴い、神長地区と月次地区の水道配水管接続のための配水管布設工事及び江川橋への配水管橋梁添架工事を実施をするとともに、中央3丁目地内、旭1丁目地内、神長地内においては老朽化をした配水管の布設替工事

を実施をいたしました。

また、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災により被災をし、復旧のおくられておりました志鳥配水場及び上川井配水場の補修工事を実施し、地震の復旧工事は全て完了いたしました。その結果、3月末までの営業実績は給水件数8,643件、給水人口2万3,090人、有収水量236万4,628^m、1日最大配水量1万1,836^mであります。

収益的収支は、消費税抜きで水道事業収益が5億1,709万80円、水道事業費用は4億9,707万9,156円であります。この結果、平成25年度純利益は2億1万924円の黒字となりました。

資本的収支は、収入額8,039万3,117円に対しまして、支出額は4億2,399万1,212円であります。差引不足額は3億4,359万8,095円で、これを過年度分損益勘定留保資金及び消費税等資本的収支調整額で補填をいたしました。

以上、認定第1号から認定第9号まで、平成25年度決算につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重に御審議をいただきまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

次に、決算審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

岡 敏夫代表監査委員。

訂正がございますので、もうしばらくお待ちください。

坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） ただいまの水道事業会計決算の認定につきまして、市長のほうから提案理由説明を申し上げましたが、この中で平成25年度純利益につきまして2億1万924円という御説明がございましたが、正しくは2,001万924円でございますので、訂正をさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 岡 敏夫代表監査委員。

〔代表監査委員 岡 敏夫 登壇〕

○代表監査委員（岡 敏夫） 監査委員の岡でございます。よろしくお願いいたします。

地方自治法の規定に基づき、審査に付されました平成25年度那須烏山市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況について、審査した結果を御報告いたします。

お手元に配付した資料に基づいて報告をしたいと思います。なお、監査委員は私と渋井監査委員でございます。

審査の期間等はここに記載のとおりでございます。

審査の対象は、ここに記載のとおりでございまして、一般会計を初めとして7特別会計、そ

れに下のところに書いてある事項も対象としたところでもあります。審査の方法については、そこにある書いてあるとおりでございます。なお、審査にあたりましては、毎月実施しております例月出納検査の結果等も参考にしながら、実施していったところでございます。

それでは、内容に入りたいと思います。まず、決算の概要であります。先ほど市長から一般会計、特別会計について、大変細かに報告がございました。また、この審査意見書においても、会計ごとに決算内容を述べまして、数値にあつては表にしております。そこで、私どものほうは、したがいまして、簡潔に報告したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

各会計の決算状況であります。次ページの2ページから3ページに書いてありますように、表のとおりでございます。2ページに一般会計と特別会計の決算の表が記載してありますので、後でござんいただきたいと思ひます。

それでは、各会計ごとに一応御説明申し上げたいと思ひます。3ページでございますが、まず、一般会計でございますが、決算収支の状況でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた5億2万1,000円については翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費の繰越額にかかるものでございますが、1,381万2,000円を差し引いた実質収支額は4億8,620万9,000円となっているところでございます。

このうち、3億円については財政調整基金に繰り入れているところでございます。その決算収支の状況は次の表のとおりでございます。

財政運営の状況でございますが、まず、歳入についてですが、歳入については予算現額に対しては101.0%、調定額に対しましては89.2%の収入率となっております。収入済の主なものは、先ほども市長のほうから話がありましたように、地方交付税、市税等が主なものでございます。特にここで大切な部分は市税の調定額に対する収納率は67.3%となっておりまして、前年度よりは1.1ポイント増加しておりますが、収入未済額は5億8,500万1,000円となっておりまして、前年度の16億7,163万円に比べ、相当の10億8,663万円ほど減額されているところでございます。

収入未済額の内容でございますが、市税等が特に多うございまして、内訳は、市民税、固定資産税、特に、固定資産税が大口の滞納者もありまして、非常に大きな額となっております。また、分担金、負担金等も未済になっているものがござひます。収入未済額の解消に向けましては、なお一層の努力をお願いを申し上げたいと思ひます。

不納欠損が9億4,820万5,000円発生しているところでございます。市税等が9億4,799万4,000円でございます。あと負担金が21万1,000円というふうになってござひまして、これは保育園の保育料でございますが、手続きについては法令に基づいて適正に処理されているというふうに認められるところでございます。

その状況については、4ページと5ページに歳入の状況が表にしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

歳出についてでございますが、予算に対する執行率は97.0%となっております。支出の状況は、先ほど市長のほうから話がありましたように、民生費、総務費等構成が大きく占めてございます。支出済みの中身については、平成24年度と比較しまして、ここにある書いてあるんですが、幾つか書いてございますが、大規模な事業が完了していることから、このため平成25年度は前年度と比較しますと14億4,510万3,000円と大幅な減額となっております。翌年度の繰越額は2,863万2,000円でございます。その中身、民生費、土木費、教育費でございます。

その歳出の状況については、以下の表のとおりでございまして、6ページから7ページにわたって表にしております。

地方債の状況でございますが、地方債は平成25年度末現在高が150億3,926万2,000円でございます。前年度から2億2,154万7,000円増加しております。この額は平成25年度の歳出決算額を超えている状況にあるということでございますので、大変これから厳しいのかなというふうに思います。

平成25年度の元利償還、それから地方債の発行状況は以下記載のとおりでございます。

続きまして特別会計の決算状況、8ページになりますが、国民健康保険特別会計事業勘定、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支は1億8,300万9,000円となっております。このうち、1億円を国民健康保険財政調整基金に繰り入れているところでございます。

歳入については、予算に対して99.9%の収入、調定額額に対しては93.8%の収納率となっております。その収入済みの主なものは、ここにある書いてあるとおりでございます。ただ、国民健康保険税の調定額に対する収納率は78.5%となっております。前年度よりは1.3ポイント増加している状況にございます。ただ、収入未済額は国民健康保険税で2億2,502万7,000円でございます。この未済額の解消に、なお一層の努力をお願いしたいと思っております。また、不納欠損額は1,422万5,000円生じておりますが、法令に従って手続はなされているところでございます。

事業勘定の歳入の状況については、8ページから9ページの表のとおりでございます。

歳出については、予算に対する執行率は94.9%というふうになってございます。支出の中身は保険給付費が大層を占めてございます。その状況については、以下、下段にあります表のとおりでございます。10ページにわたる表のとおりでございます。

診療施設勘定でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支は9,424万9,000円となっております。歳入について、調定額に対する収納率は100%となって

ございます。収入済みの主なものは当然にして診療収入等でございます。以下、表のとおりでございます。

歳出について、予算の執行率は89.9%というふうになってございます。その主なものは、総務費あるいは医業費等でございます。平成25年度末現在の地方債残高は398万1,000円となっております。

13ページになりますが、熊田診療所の特別会計でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支は736万2,000円となっております。このうち500万円を熊田診療所運営基金に繰り入れをしているところでございます。歳入については、調定額に対して100%の収納率となっております。主なものは診療収入、繰入金等でございます。以下、表のとおりでございます。

14ページ、歳出についてでございますが、予算に対する執行率は86.5%になってございます。その内容については、表のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

15ページ、後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支は305万3,000円でございます。調定額に対する収納率は99.7%になってございます。その中身については保険料繰入金等でございます。保険料の調定額に対する収納率は99.6%となっております。収入未済額は保険料が60万9,000円、これも収入未済額がございまして、一層の努力をお願いしたいと思います。不納欠損額が26万9,000円でございます。これも法令に基づいて適正な手続がなされているところでございます。

16ページの歳出についてでございますが、予算に対する執行率は98.6%になってございます。中身については後期高齢者医療広域連合の納付金等でございます。その内容については表のとおりでございます。

17ページ、介護保険特別会計でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支は1億4,395万1,000円となっております。このうち1億円を介護保険財政調整基金に繰り入れてございます。

歳入について、調定額に対する収納率は99.7%となっております。収入の中身については、支払基金交付金、国庫支出金、保険料等でございます。保険料の調定額に対する収納率は98.6%でございます。前年度より0.1ポイント増加してございます。収入未済額保険料629万3,000円というふうになってございまして、これらについても収入未済額の解消に努力をお願いしたいと思います。

不納欠損額58万4,000円、これについても法令に基づいて適正に処理されてございます。以下、その歳入の状況については17から18ページにかけて表のとおりでございます。

歳出について、予算に対する執行率は94.7%ということになります。その中身については保険給付費が大部分でございます。以下、表のとおりでございます。

20ページですが、農業集落排水事業特別会計ですが、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支は286万6,000円となっております。調定額に対する収納率は99.7%となっております。収入済みの主なものは繰入金、使用料、手数料、諸収入等でございます。諸収入は、原子力発電所の事故賠償金でございます。使用料及び手数料の調定額に対する収納率は98.7%となっております。収入未済額は使用料で14万9,000円ほどでございます。これらについても未済額の解消に努力をしていただきたいと思います。

歳出については、予算額に対して執行率は96.2%となっております。内容は公債費、総務費等でございます。平成25年度末現在の地方債残高は、3億1,296万9,000円となっております。以下、表のとおりでございます。

22ページです。下水道事業特別会計でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支は2,631万9,000円となっております。歳入について調定額に対する収納率は97.3%でございます。その中身は繰入金、市債、使用料、手数料等でございます。

分担金、負担金の調定額に対する収納率は52.6%ということで、前年度より12ポイントほど大きく減少しているところでございます。これらについては、使用料も含めて応益負担の原則から、収納率をもっと高めていただきたいと思いますというふうに思っております。

収入未済額が負担金で474万4,000円でございます。使用料は34万4,000円でございます。これらについての収入、ただ国庫支出金については平成26年度の繰越明許ということになっておりますので、収入未済額の解消に一層の御努力をお願いします。不納欠損額は1万3,000円、手続については厳正に処理されております。22ページから23ページに、その表として歳入の状況が記載してございます。

歳出について、予算に対する執行率は93.7%でございます。内容は、公債費、事業費等でございます。平成25年度末現在の地方債残高は25億5,231万5,000円でございます。

24ページ、簡易水道事業特別会計ですが、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支は820万7,000円でございます。歳入について調定額に対する収納率は98.5%でございます。中身については、水道事業収入と繰入金等でございます。水道事業収入の調定額に対する収納率は97.7%ということになってございます。

収入未済額は177万7,000円ですが、水道事業収入となっております。収入未済額の解消に努力をお願いするものでございます。

歳出について、予算に対する執行率は96.9%でございます。支出の中身は、公債費、総

務費等でございます。平成25年度末現在の地方債残高は3億3,499万7,000円となっております。歳出の状況は表のとおりでございます。

26ページでございますが、財産の管理状況でございます。公有財産については、公有土地の増減がございました。閉園となった小木須保育園、旧曲畑小学校の土地の一部を売却したことによる減少でございます。

なお、日光杉並木オーナー制度に基づきまして、杉並木を2本ほど本市は所有しているものでございます。

それから27ページの基金の運用状況ですが、4金融機関に分散し、定期預金を主体として運用しているところでございますが、地域振興基金や奨学金の用途については、利息運用を目的に国債で運用しているところでございます。

以上で、状況については御説明申し上げましたが、最後に審査意見でございます。審査した結果でございますが、おおむね事務処理については適正かつ効果的に執行されているというふうに認められたところでございます。

基金は効率的運用を図ってリスクにも配慮しており、管理は適正と思っております。

一般会計の歳入について、歳入総額が前年度と比較するとかなり大幅に減額となっておりますが、これは先ほども申し上げましたように、学校給食センターを初めとして大きな事業が終了し、市債の発行額が減額になったことによるものでございます。

財源の構成比率を見ると、自主財源が30.3%ということになってございます。これらについて依存財源に頼らざるを得ない歳入構造は依然としてあります。

収入未済額は、市税を初めとして滞納者に対する差し押さえ処分など法的措置も講じており努力はしておりますが、不納欠損処分の処理は公平性を画する点からも、もちろん法的な手続はそれなりにお願いをしたいと思いますが、一般市民の方から見る公平性を確保する点からも、十分な慎重な処理をお願いしたいと思います。より効果的な収納対策を講じていただきたいと思っております。

歳出については、やはり歳入と同じように大規模な事業が終わったことにより、大幅な減額となっております。

特別会計は、歳入総計から歳出総計を差し引いた実質収支額が4億6,832万9,000円となっておりますが、中身については、やはり一般会計からの赤字補填的な繰入金に依存した運営となっている会計がありますので、やはり独立採算の原則に基づいた経営を求めるものでございます。

また、事務処理において、補助金等に係る予算の執行あるいは交付の決定の適正化を図ることとして、那須烏山市補助金等交付規則が定められておりますが、若干一部いろいろ提出して

もらった補助金等を見ますと、事務処理に不適切なものがございました。これは大変軽微なものというふうに捉えがちでございますが、これはやはりそういったものが、小さなものが大きくなる要因をはらんでおりますので、十分に一般の市民の方にも理解を得られるように強く自覚を求めたいというふうに思っております。交付の目的、効果については、十分に考えながら、自覚しながらやっていただきたい。

今後、公共施設やインフラの維持管理は予算が大幅に拡大することは明らかでございます。先ほど市長のほうからも、財政運営はさらに厳しくなるというお話がございました。少子高齢化、人口減少による自主財源は大変減少が考えられますので、それと、市債の発行により元利償還金、財政の硬直化を進行させる要因となることは明らかでございます。市総合計画後期計画等ございますが、今後、将来を予測しながら、人口がどうなるか推移を考えながら。ただ、私はここで、やはり現在の予算なり決算の規模が果たしてこのまま行ってもいいものかどうかというのが非常に疑問でございます。やはり財政規模がこのままでいいのかどうかということも考えながら、10年先なり、20年先なりを考えてやっていただければというふうに考えてございます。

したがいまして、那須烏山市の中長期財政計画がございまして、その整合を図りながら、今後検討していただければと思っております。

一方で、行政改革のもとに、職員数の減がございまして。これは合併してからもう9年ぐらいになるんですが、多分正確な数字は今持っておりませんが、80名近い職員の減がございました。そのかわり、臨時職を増やしておりますが、ここでやはり職員がかなり減らされる。

その一方で、地方分権改革ということで、事務事業の移譲等が多数行われている状況にあります。そこでかなり職員の方も専門的な知識等が求められ、心身ともに負担が増しているということはよく推測できるところでございます。したがいまして、職員の心の健康増進なり、心の病気予防、よりよい人間関係の構築ということも考えていただければよろしいかと思っております。

今の採用の状況を見まして、将来における職員体制のあり方、年代構成のあり方がどうなるのかということも頭に置きながら、今後進めていただければありがたいと思っております。

やはり仕事は個人ということではなくて、組織として対応しなければならないということで、いろいろ職員の中で負担が過重になったりしたときには、組織としてみんなで対応するということが必要だろうというふうに考えております。これは市全体として市役所全体として考えていただきたいというふうに思います。

一般会計と特別会計では以上でございます。

続きまして、別冊になっておりますが、水道事業の決算審査の……。

○議長（佐藤昇市） 大変失礼します。今、監査委員のほうから報告がありますが、会議時

間をあらかじめ延長したいと思いますので、よろしく申し上げます。

監査委員、どうぞよろしく申し上げます。

○代表監査委員（岡 敏夫） 大変申しわけありません、長くなってしまって申しわけないですが。

続きまして、地方公営企業法に基づいて審査に付されました平成25年度那須烏山市水道事業の決算審査した結果を御報告申し上げます。

審査の期日は以上のおりでございます。審査の対象、審査の方法についても一般会計と同じように対応したところでございます。

それでは、早速事業の概要に入りたいと思います。平成25年度の主な建設工事ということである書いてあるとおり、老朽化した配水管布設替工事等を実施してきたところでございます。

有収率は昨年よりも4.94%向上して68.53%となっておりますが、依然として低い状況でございます。漏水の原因とされる老朽化配水管、給水管を計画的に更新する基本計画、そういった新計画が策定されたところでございますので、抜本的に見直しをやっていただければ、計画的に実施してあげればよろしいかなと思います。

水道料金の未納対策については、給水停止等の処分取扱規定というものがございまして、滞納整理を実施しているところから、99%台の収納率が平成20年度から続いてございます。

現在、取水場8カ所、浄水場7カ所、配水場11カ所の施設を稼働し、事業を行っております。その実績は、事業の概要といえますか、それは2ページの表のおりでございます。

当年度の給水人口は2万3,090人ということでございまして、給水件数は前年度より20件増加したものの、給水人口は413人の減少となっております。総人口の普及率は80.3%でございますが、簡易水道事業の区域を除く給水区域内人口普及率は96.5%となっております。ほとんどの市民が公営水道の供給を受けている状況でございます。

年間総配水量はこのとおりでございます。有収率についても申し上げたとおりでございます。有収率については、類似団体平均は80.6%というふうになっておりますので、本市においてはかなり低位だということでございます。

それから、施設の効率性を示す施設利用率は59.1%でございまして、類似団体は57.9%を上回っている状況でございます。

3ページ、予算の執行状況で、収益的収入でございますが、決算額5億4,091万4,000円ということでございます。前年度と比較すると1,290万6,000円の減少でございます。主な要因は、給水人口減による水道使用料が減少し、給水収益が減収となったものでございます。その収入の状況は、表のおりでございます。

収益的支出は、予算現額に対しての執行率は96.1%でございまして、前年度と比較します

と、1,127万3,000円の増加でございますが、主な要因は、原水及び浄水費総係費等の不納欠損処分に伴う過年度損益修正損の増加によるものでございます。その支出の状況については、表のとおりでございます。

4ページの資本的収入及び支出でございますが、決算額は8,039万3,000円でございます。100.8%の収入率で63万5,000円の増収となっております。前年度と比較すると6,566万8,000円の減収でございますが、主な要因は、企業債の借り入れを行わなかったためでございます。その収入の状況については表のとおりでございます。

資本的支出は、決算額は4億2,399万1,000円で、予算額に対して99.5%の執行率でございます。前年度と比較すると93万6,000円の増額でございます。以下、表のとおりでございます。

5ページ、資本的収支状況ですが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億4,359万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金、消費税等資本的収支調整額、減債積立金取り崩し額で補填されているところでございます。補填後の内部留保資金残額は9億9,334万円となっております。表のとおりでございます。

6ページでございます。経営状況でございますが、事業全体の収益は5億1,709万円でございます。これに対する費用は4億9,707万9,000円で、差し引き2,001万1,000円の当年度純利益が生じているところでございます。前年度より2,201万5,000円の減少となっておりますが、これは先ほども申し上げましたとおり、給水人口減少に伴う給水収益の減収あるいは企業債利息の減少に伴う一般会計繰入金の減少等でございます。

収益内容ですが、営業収益はここに書いてあるとおり、営業外収益はこのようになってございます。営業収益のうち給水収益は5億391万5,000円で、総収入の97.5%を占めてございます。

前年度と比較するとやはり減少となっておりますが、給水人口の減少による水道使用料が減少したことが要因であると思われるところでございます。

営業外収益の主なものは他会計補助金あるいは雑収益が224万1,000円で、主なものは代替等による保険金と原子力発電所事故に係る東京電力からの損害賠償金でございます。前年度と比較すると615万2,000円の減少となっております。企業債利息の減少に伴う一般会計繰入金の減収、保険金収入等の雑収益の減収が要因となっております。以下、表のとおりでございます。

費用内容については、営業費用が4億451万7,000円となったところでございます。前年度と比較して配水及び給水費が減少しているものの、原水及び浄水費、総係費、減価償却費が増加している状況でございます。

営業外費用は8,485万1,000円でございます、企業債の支払い利息でございます。前年度と比較すると、729万4,000円の減少となっております。

特別損失771万1,000円は、不納欠損処分による損失でございます。以下、表のとおりでございます。

続きまして、経営の比率、これは総務省が一定出されている指標に基づいて試算したものでございます。まず、いろいろる申し上げるのもございませぬので、総収支比率、これは収益と費用の総合的な関連を示すもので、この比率が高いほど経営状態がいいということになりますが、平成25年では104.0%でございます。類似団体は109.8%。経営収支比率、これも経常費用が経常利益によってどの程度賄われているかを示すもので、これも比率が高いほどいいということになっておりまして、これが100%未満であることは営業損失が生じていることを意味するというところでございますが、当年では105.7%、類似団体は110.2%となっております。

営業収支比率は営業費用が営業収益によってどの程度賄われているかを示すものであり、その比率が高いほど営業利益率がいいことをあらわしてございます。当年度124.7%、類似団体は119.9%でございます。

9ページ、資産総額はここに書いてあるとおりでございます、固定資産と流動資産に分けてございます。これは後でござんいただければよろしいかと思ひます。その状況については10ページの表のとおりでございます。

負債及び資本でございますが、負債と資本の状況もここに書いてあるとおりでございます。負債のほうで特に営業未払金は上下水道料金システム更新による委託料が発生し、未払いの処理をしたが、4月25日に支払いが完了し、他の未払金についても同日までに支払いが完了しており、適切な処理がなされているところでございます。

資本については、ここにる記載しているとおりでございます。以下、表にしてございませぬので、次ページの表をござんいただければと思ひます。

水道料金の未納状況について、平成15年度から平成25年度まで書いてございませぬが、給水停止通知書を170件送付してございませぬ。執行件数は23件、うち3月31日現在の執行が継続されております。3月30日に平成16年度から平成21年度までの未納水道料金26件、771万1,000円を不納欠損処理してございませぬ。うち698万3,000円は1法人でございます。その状況については以下のとおりでございます。

続きまして、経営の安定性及び流動性を見るための財務比率でございます。まず、自己資本構成比率、これも大きいほど安定性があると言われておりまして、平成25年度は当市は48.2%、類似団体が65.6%でございます。

固定資産対長期資本比率、100%以下が望ましいというふうにされておりますが、当市は86.2%、類似団体は88.9%となっております。

固定比率は、100%以下が望ましいということになっております。当市は168.5%、類似団体は133.4%、ただ、これはどうも水道事業のようなその性質上、固定資産を多く必要とするものでございまして、施設等の建設には借入金等に依存せざるを得ないものでございますので、借入金等について低利かつ安全に資金を導入することができるため、自己資本以上に固定資産を有していても、必ずしも財政的に不安定な状態を示すものではないとされております。したがって、当市は168.5%にはなっておりますが、特に問題となるものではないというふうに思っております。

流動比率については、高いほど望ましいというふうに、これは企業の資金繰り等の支払い能力を示すものでございますが、1年以内に現金化できる資産と支払わなければならない負債と比較するもので、短期債務に対する支払い能力を示すもので、この比率が高いほど望ましいと言われておりますが、当市は8,240.4%、類似団体は815.1%というふうになってございます。

最後に審査結果でございますが、会計事務においては正確かつ適正であると認められる。事業収益に対し費用を差し引いて、差し引きは2,001万1,000円で純利益を計上しているところでございます。総収支比率、経常収支比率、営業収支比率とも平均より高いと書いてございますが、平均より高いというよりは総務省の指標に基づいて、基準数値がございまして、それをクリアしているということでございますので、おおむね健全な経営状況となっているのかなというふうに思います。

業務の状況の給水状況は給水人口2万3,090人、給水件数8,643件でございまして、20件の件数は増えておりますが、給水人口は減っているところでございまして、有収率を見ると68.5%、漏水調査等を実施して若干は改善はしたものの、かなり低位となっておりますので、一層の努力をお願いしたいと思います。

今後、人口減少により給水人口も減少すると予想されます。料金収入の減少が危惧される中、今年度は料金改定もございました。したがって、料金収入も減少する事態も考えられます。また、さらに、老朽管の更新には長い年月と莫大な費用がかかることとなります。多額の企業債の発行は避けられません。

かつ元利償還金の増加も見込まれるということでございます。そういったことから、健全な経営状況を維持するために、特に老朽管更新事業においては、中長期的な更新計画と財政計画を策定して、実施にあたっては財源を確保するとともに、危機感を持って取り組んでもらいたいと思います。

すなわち事業執行にあたっては、いろいろな工夫をしながら、みんなで考えながら、従来のやり方がこれでいいのかどうかをよく検証して、いろいろな工夫をしながら努力していただきたいというふうに思います。

水道料金の収納率は99.0%と高いということでございますので、処分後ともこれを維持していただきたいといます。しかし、過年度分の水道料金を不納欠損処分したことは大変残念でございます。引き続き公平、公正性を持って収納対策を図られるようお願いを申し上げて、以上で認定第1号から認定第9号までの報告を終わりたいといます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、市長の提案理由の説明並びに代表監査委員の決算審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑については、去る8月26日の議会運営委員会で決定のとおり、9月9日に行うことにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、平成25年度決算認定の質疑については、9月9日に行うことといたします。

◎日程第26 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（佐藤昇市） 日程第26 付託第1号 請願書等の付託についてを議題とします。

この定例会において受理した陳情書は付託第1号のとおりです。この陳情書については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり請願書第1号、陳情書第3号を所管の文教福祉常任委員会に、請願書第2号、陳情書第6号を経済建設常任委員会に、陳情書第4号、陳情書第5号を総務企画常任委員会に付託いたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の会議は、明日午前10時から開きます。本日はこれで散会します。大変御苦労さまでした。

〔午後 5時10分散会〕